

史料翻刻

県立串本古座高校所蔵中根文庫より

「新宮武鑑」

砂川佳子
西山史朗

はじめに

本稿では、和歌山県立串本古座高校で所蔵する中根文庫のうち、「新宮武鑑」（資料番号三九三二）を翻刻する。

本来ならば、館蔵史料の調査・研究を発表するのが紀要の役割であるが、以下三点の理由により他機関所蔵の史料翻刻を掲載することとした。その理由は、

- ① 「和歌山県歴史資料アーカイブ」の成果還元
- ② これまで「新宮武鑑」の翻刻がされていない
- ③ コロナ禍による在宅勤務の成果

である。

まず①についてであるが、当館では平成三十年度に開設したウェブサイト「和歌山県歴史資料アーカイブ」において、和歌山県にかかわる歴史資料（古文書、行政刊行物等、写真・絵図）を公開してきた。当初は館蔵史料のデジタル化と公開を行ってきたが、令和元年度から県内の公的機関の協力を得て、他機関の資料についても収集を開始した。初年度は、広川町稲むらの火の館で所蔵する「渋谷家文書」、県立耐久高校所蔵「耐久梧陵文庫」、及び県立串本古座高校所蔵「中根文庫」の資料をマイクروفイルム撮影し、そこからデジタル変換を行って「洪

谷家文書」は令和二年（二〇二〇）六月十二日、「耐久梧陵文庫」は同年十一月五日に公開した。^①「中根文庫」についても令和二年度中に公開する予定である。

これら他機関所蔵資料を収集する基準として、

ア 学術的に利用価値が高いもの

イ 和歌山県の歴史や文化にとって重要と考えられる

もの

はもちろんであるが、

ウ 目録が整備されているもの

を基本的に対象としている。

中根文庫の場合、古座周辺や新宮・田辺をはじめ現在の三重県域を含む紀伊藩に関する歴史や文化、宗教、災害、動植物などの資料があり、ア学術的に利用価値を有し、イ和歌山県の歴史と文化にとって重要であるといえよう。ただし、中根文庫については元となる本を編集・書写したものがほとんどであり、その場合、無批判に歴史資料としては扱えないことを付言しておく。

また、ウ目録の整備については、古座高校寄贈後に目録が作成されており、そのデータを表計算ソフトに入力

し、現物と照合すれば、すぐにでも公開可能であることが事前調査で判明していた。古文書の場合もそうであるが、撮影等の作業に比べ、目録の整備には多大な労力と専門的な知識を必要とする。資料の撮影から公開までの時間を短縮するために、既に目録が整備されているものを優先して公開することとしており、当館の収集方針と合致したことから中根文庫を「和歌山県歴史資料アーカイブ」で公開する運びとなった。

「和歌山県歴史資料アーカイブ」では、目録及び著作権保護期間の終了した著作物の画像を公開しているが、くずし字で書かれたものがほとんどであるため、くずし字が読めない限り、一般に利用できるものではない。そのため、中根文庫のうち、特に重要と考えられる資料について翻刻を行うことで、①調査の成果を還元することとした。

次に②であるが、中根文庫のうち、特に重要と考えられる資料として「新宮武鑑」を選んだ理由は、これまで全文の翻刻がなされていないためである。この「新宮武鑑」は、水野家家臣関係の論文において、資料とし

てたびたび引用されてきたものの、流布しているものが複写資料で、元の所蔵者が不明であることから、全文翻刻が発表されてこなかったものと思われる。²⁾そこで本稿では、串本古座高校から許可を得て「新宮武鑑」を翻刻することに、後学に資するものと考えた。

最後に③であるが、当館でもコロナウイルス感染拡大に伴って、令和二年四月二十五日（土）から五月七日（木）まで休館を余儀なくされた。当館研究員は、普段古文書原本から目録の作成を行っている。しかし、出勤できない状況となったことと、緊急事態宣言発出期間以外でも在宅勤務が奨励されたこともあって、在宅でも可能な「新宮武鑑」の翻刻を西山史朗研究員が担当し、解題は砂川が執筆することとした。通常業務を継続していたならば、これほど大部な史料翻刻は不可能であっただろう。コロナ禍により制限された業務があった一方で、制限のある中だからこそ生まれた成果であった。

①から③の要因がうまく重なり合って実現したのが、本稿である。以下、中根文庫の概要を紹介したのち、「新宮武鑑」について見ていきたい。

1 中根文庫と「新宮武鑑」について

中根文庫とは、和歌山市出身の中根七郎が収集・書写した二〇一点にのぼる書籍の総称である（うち八点欠）。七郎は、明治四年（一八七二）に生まれ、黙庵と号した。同二十八年（一八九五）結婚を機に中根家に入り、翌二十九年（一八九六）に東牟婁郡書記となったのだが、そこで『東牟婁郡誌』編纂に携わったことが契機となつて、郷土資料収集の任に当たった。³⁾その後、昭和十一年（一九三六）には、京都市へ転居するが、戦中の物資不足を嘆きながらも、郷土資料の収集・書写を続けている。昭和二十八年（一九五三）に古座高校へこれまで収集してきた郷土資料を寄贈し、昭和三十二年（一八九九）に没した。⁴⁾昭和四十三年（一九六八）、息子の武夫によって九点の追加寄贈がなされた。以後、七郎が寄贈した郷土資料は、中根文庫として古座高校で大切に保管されてきたが、平成二十二年（二〇一〇）をもって古座高校は串本高校と統合されたため、現在は串本古座高校で保管されている。

中根文庫で特筆すべきは、二〇一点のうち、一二四点が七郎の手になる筆写及び謄写版(ガリ版刷り)であることであろう。さらに七郎は、原本あるいは筆写元の所蔵者や入手経路のほか、何年何月何日から何日まで書写日数を要した、ということの詳細に記録している。

この「新宮武鑑」の末尾にも書写の経緯を記している。

此原本ハ旧新宮藩士ノ写本ナリ往年一本ヲ複写シ水野男爵ノ御覽ニ入レタルニ留置ル依テ又昭和六年十二月三十日ヨリ写シ始メ翌年二月二日終ル即本書ナク原本ハ蠹魚ノ蝕甚シク保存ニ堪ヘ難キヲ以テ謄写シタルナリ

原書ハ文化十一年比ニ認メタルモノト見ユ

昭和七年二月二日 黙庵中根七郎(印)

意味は、「この原本は、旧新宮藩士の手による写本である。昔、一冊の複製を作り、水野男爵へ御覧に入れたものを(水野家の手元に)留め置かれた。ゆえにまた昭和六年十二月三十日から写し始め、翌年二月二日に終わ

る。つまり原本(水野家へ提出した複製本)は既にある。原本(旧新宮藩士による写本)はシミの食害が甚だしく、保存に耐え難いことから複写した。原本は、文化十一年頃に写したものとされる」と解される。

「新宮武鑑」の転写の過程は、

- (1) 文化十一年頃に作成された原本
- (2) 旧新宮藩士(水野家家臣)による写本
- (3) 水野男爵へ御覧に入れたもの(後述)
- (4) 中根七郎が(2)を写したもの(本稿で翻刻する「新宮武鑑」)

があり、そのほかに

- (5) 田辺市出身の宇井縫蔵が(4)または(2)を書写したものである(図1)。

宇井縫蔵による複製作成の経緯については、「新宮武鑑」表紙の裏に貼り付けられた七郎宛てハガキに「新宮武鑑と物成帳殊に珍らしく拝見」と記しており、ハガキの内容と田辺市に伝来している文書が一致している⁽⁵⁾。

これまでの研究で使われてきた複製が、(2)から(5)のいずれかは今回確認していないが、現在所蔵者がはっきり

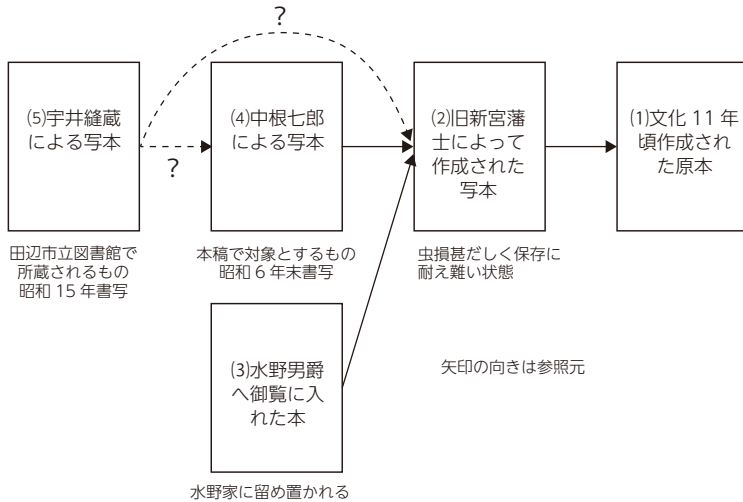


図1 「新宮武鑑」転写の過程

している中根文庫の「新宮武鑑」を翻刻することは、後述する文書の来歴から見ても妥当であるといえよう。

2 新宮水野家と中根家

まず、新宮水野家について概略を確認しておく。

新宮水野家の初代重央は、徳川家康の母方の従弟に当たり、幼いころから家康に近侍した。慶長十三年（一六〇八）、家康十男でのちに紀伊藩主となる頼宣の傅となり、以後、水戸、浜松と頼宣に従って政治を補佐している。元和五年（一六一九）、頼宣の紀伊入封に伴い、新宮城主として三万五千石を領した。新宮城は別名丹鶴城とも呼ばれる。以後、田辺安藤家とともに紀伊徳川家の付家老として代々紀州支配の補佐を行い（表1）、慶応四年（一八六八）、紀伊藩から独立して新宮藩となる。先程見たように、「新宮武鑑」が作成されたのは、付家老時代のことであるから、本稿において「藩」は用いず、「新宮水野家」あるいは「領政」などと表記し、引用史料中の表記は原文のままとする。

	諱	院号
1	重央	全龍院
2	重良	本広院
3	重上	知徳院
4	重期	和泉院
5	忠昭	本徳院
6	忠興	本立院
7	忠奇	法心院
8	忠啓	徳洽院
9	忠央	鶴峰院
10	忠幹	真徳院

表1 新宮水野家歴代当主と院号

水野家は、江戸定府、つまり基本的に江戸で暮らしており、幕府との交渉や様々な情報収集を行うことにより、紀伊藩の政治を補佐していた。また、自身の領地である新宮はもちろん、藩主である紀伊徳川家の城下町和歌山にも屋敷を与えられていたことから、江戸、新宮、和歌山の三力所に家臣たちが滞在していた。

水野家では、それぞれの地域や役職ごとに様々な文書が作成・取得されてきたはずだが、今日伝来しているものは、その一部でしかないことは、国立国会図書館で所蔵する「新宮城蔵書目録」によって明らかである。

水野家が所蔵していた文書・書籍類のうち、代表的な

ものが、弘化四年（一八四七）から嘉永六年（一八五三）にかけて出版された、いわゆる「丹鶴叢書」である。「丹鶴叢書」は、九代当主忠央が所蔵していた国史、記録、故実、歌集、物語などの典籍を刊行したもので、現在でも復刻版や写真撮影したものを見ることができ⁶⁾。このほか忠央は、江戸幕府の諸記録類も多数収集しており、その一部が現在学習院大学図書館に伝わっている。こちらも現在『丹鶴城旧蔵幕府史料』として影印複製版が刊行されている⁷⁾。ほとんどが幕府関係史料であるが、一部水野家関係の史料も含まれている。

さて、ここで思い出されるのが、(3)水野男爵へ御覧に入れた「新宮武鑑」のことである。上述したように、「新宮武鑑」は、水野男爵へ御覧に入れたあと、手元に留め置かれたというが、残念ながら同名の書物は「新宮城書蔵目録」中に見当たらなかつた⁸⁾。強いてあげるなら、「新宮城書蔵目録」第七冊の「義級 系図 伝記」に記載される、「諸役人系図」や「諸家世録」、第八冊「珍籍類」のうち、「諸家先祖書」が該当する可能性もあるが、いずれも現存しないため、確認できない。

では、「新宮武鑑」は領政史料とは言えないかというところではない。

中根文庫には、「新宮武鑑」のほかに、新宮に関する資料として「新宮藩物成帖写」（資料番号四〇六八）、「新宮藩御勘定方旧記」（資料番号四〇七三）などがある。これらも「新宮城書蔵目録」には含まれないが、「新宮藩御勘定方旧記」の巻頭に重要な記載がある。そこには、

本書ハ養祖父カ新宮県ニ奉職中新宮藩庁の旧記を写し置かれたるものなることハ筆跡と末尾の年号によりて知らる外に新宮藩士の食禄を写したるものにて蠹魚の蝕甚しきものありて辛して改写し置きたりしたるもの少なかりしならんニ右等にて考ふれば此他に旧記の写したるもの少なかりしならんニ^(判読不可)□□も散逸したるならむ惜むべきなり

とある。つまり、「七郎の養祖父で新宮藩士であった徳左衛門正晃が、新宮藩で会計掛を勤めていた頃に新宮藩庁で保管していた古い記録を写し置いたものであることは、

筆跡と末尾の年号によってわかる。この旧記のほかに新宮藩士の禄高を写したものはシミによる虫損が甚だしいものもあって、これは辛うじて写し置いたものである。右のように考えれば、このほかにも古い記録を写したものが少なくなかったと思われるが、どれほど散逸してしまったのか、惜しむべきことである」と記している。

中根家は、七郎が伝える通り徳左衛門正晃が新宮藩士であったことが、国立公文書館所蔵の『和歌山県史前記』に収録される「新宮藩 官員履歴」で確認できる（写真^⑤）。しかし、「新宮武鑑」には中根家が記載されていないので、下級藩士であったか、幕末頃に新宮水野家に雇用されたかのどちらかであろう。こうした境遇から、正晃は、「新宮武鑑」「新宮藩物成帖写」「新宮藩御勘定方旧記」といった新宮領政史料を取得または書写することができたと推定される。

先程の巻頭言でいう「新宮藩士の食禄を写したるものにて蠹魚の蝕甚しきものありて辛して改写し置」いた新宮藩庁の旧記、というのが、内容から類推して、この「新宮武鑑」にあたるのであろう。

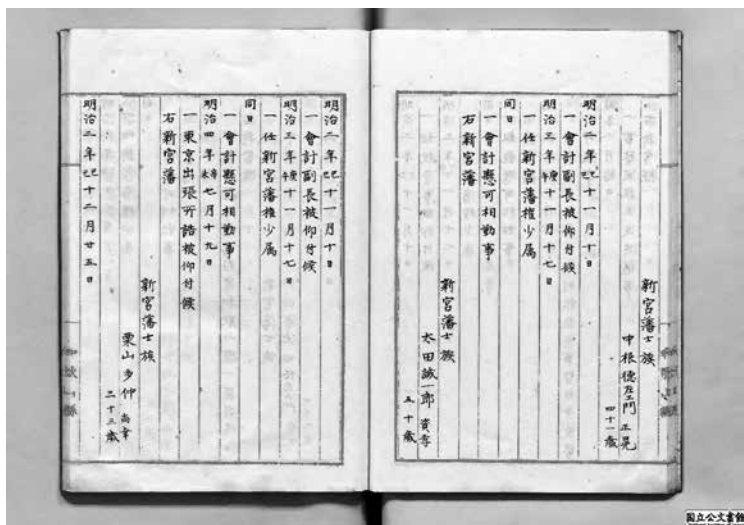


写真1 『和歌山県史前記』 国立公文書館蔵

水野家の蔵書目録である「新宮城蔵書目録」には、書名が確認できなかったが、「新宮武鑑」は、旧新宮藩士であった中根徳左衛門正晃が入手した水野家の領政史料であったという来歴が判明したことから、後世に創作された文書ではない、といえよう。

3 「新宮武鑑」と『家譜』における 新宮与力の比較

これまでの水野家についての研究は、小山誉城『徳川御三家付家老の研究』において、特に幕末の水野家の活動を中心に論じられているほか、家臣団や新宮与力については、上述した小山誉城のほか、廣本満、結城進らによつて研究が進められてきた。⁽¹⁰⁾

まず、新宮与力について確認しておく。新宮与力は、慶長の初め頃水野重央の一番組の番下与力として勤めていた。慶長十二年（一六〇七）水戸藩主となっていた頼宣の後見を勤め、名代として水戸へ行くよう、重央は家康から命じられる。この時、重央の配下であった大御番

組のうちから十二人を選んで水戸へ連れて行ったことに始まる。元和五年頼宣の紀伊転封に伴って重央も新宮を領することとなり、番下与力らは重央に付き従ったことから、新宮与力と呼ばれる。新宮与力は、田辺与力と同

通番	資料番号	目録掲載頁	種類	氏名	提出年月	西暦
1	430	上 18	系親	阿部文右衛門	弘化4年2月	1847
2	689	上 29	系	伊木庄左衛門	享和元年10月	1801
3	1197	上 51	系親	井上多宮	弘化3年2月	1846
4	1390	上 58	先親	岩手九左衛門	文化7年2月	1810
5	1386	上 58	系親	岩手弥左衛門	嘉永2年2月	1849
6	3270	上 139	先親	小田部甚之丞	寛政8年2月	1796
7	9084	下 58	系	筒井新兵衛	享和元年10月	1801
8	9581	下 78	系	内藤平左衛門	享和元年10月	1801
9	10438	下 114	系	夏目弥次郎	文政6年2月	1823
10	11607	下 163	先親	平岩伊佐美	嘉永4年2月	1851
11	11599	下 164	系	平岩助右衛門	享和元年10月	1801
12	13420	下 239	系	宮川伍助	文化8年2月	1811
13	15135	下 309	系	油比甚太郎	天保4年2月	1833

表2 『紀州家中系譜並に親類書書上げ』のうち
本稿で参照した新宮与力提出の系譜

じく平時は領主である水野家の指示・命令を受けて勤務していたが、身分としては、紀伊藩直属の家臣であった。そのため、当館で所蔵する『紀州家中系譜並に親類書書上げ』（以下、『家譜』）に系譜類が伝わっている（表2）。

新宮与力は、断絶や交替を経ながら、正保二年（一六四五）以降一三家に固定された。安政三年（一八五六）紀伊藩直臣を解かれ、水野家の家臣となる。

新宮与力及び水野家家臣団研究のなかで「新宮武鑑」が根拠となる史料として用いられてきたことは先にも述べたが、ほかによるべき史料がなかったことや、史料が公開できなかったことから、史料批判が十分に行われてきたとは言い難い。

そこで、七郎が筆写した「新宮武鑑」の記述の信頼性を確認するために、当館で所蔵する『家譜』のうち、新宮与力の歴代当主名を比較対象とした。

「新宮武鑑」には、新宮与力一三家九五人の当主名が記されているが、『家譜』から確認できたのは、八四人であった。そのうち誤字・脱字と思われるものが六人認められる。誤字率は約7%であり、正確無比な写本とは言えないこ

表3 新宮与力名前比較表

	平岩助右衛門家		岩手九左衛門家		夏目家		油比家	
	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜
元祖	近吉	近吉	信政	信政	定次	定次	正吉	正吉
2代	親清	親清	信盛	信盛	定重	定重	正次	正次
3代	親常	親常	信直	信直	信全	信全	正方	正方
4代	親房	親房	信政	信安	信盈	信盈	定行	定行
5代	親全	親全	信之	信之	信昉	信昉	正武	正武
6代	親信	親信	信明	信明	信美	信美	正素	正素
7代	親邦	親邦	信瀧	信□			正周	正景
8代	親英	親英	信任					
9代	親恒	親恒	信邦					

	宮川家		筒井家		内藤家	
	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜
元祖	政久	政久	新兵衛	新兵衛	金兵衛	金兵衛
2代	政信	(記載なし)	金太夫	金太夫	政信	政信
3代	政長	政長	直之	直之	昭政	昭政
4代	政盛	政盛	歳直	歳直	正高	正高
5代	政堯	政堯	重信	重信	正定	武貞
6代	政知	政知	信庸	信庸	正懿	正懿
7代	則武	則武	信正	信正	正路	正路
8代	政軌	政軌	信尧			
9代	五助					

	岩手善兵衛家		平岩清左衛門家		小田部家		伊木家	
	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜
元祖	信元	信元	親良	親良	種次	(記載なし)	忠栄	忠栄
2代	信勝	信勝	親長	親長	種清	胤清	栄長	栄長
3代	信親	信親	延親	延親	経一	経一	栄武	栄武
4代	信房	信房	親方	親方	胤雪	胤雪	栄久	栄久
5代	信武	信武	英親	英親	常恭		栄奥	栄興
6代	信	信就	親充	親充	胤栄			
7代	信徴	信徴						
8代								
9代								

	阿部家		井上家	
	新宮武鑑	家譜	新宮武鑑	家譜
元祖	兵部	(記載なし)	貞重	貞重
2代	七左衛門	(記載なし)	正重	正重
3代	吉忠	(記載なし)	重盛	重盛
4代	信忠	信忠	重純	重純
5代	武直	武直	盛直	盛直
6代	武純	武純	富薫	富薫
7代	武信	武信	昭薫	昭薫
8代			辰一	辰一
9代			吉之助	吉之助

とが明らかとなった(表3)。

七郎は、筆写の際、校訂や考証するなどして史料の信頼性を高めることを行っており、「新宮武鑑」でも『南紀徳川史』を参照するなどしているが、元の文書が「蠹魚の蝕甚し」かったから、誤読もしくは誤記が増えたものと考えられる。このように、誤字脱字は認められるものの、内容はほぼ一致しており、「新宮武鑑」を歴史資料として用いることは可能であるといえるだろう。

4 文化期頃の水野家家臣団と断絶した家中

次に、与力以外の家臣団について検討していく。

まず、章題において「文化期」と設定したが、これは「新宮武鑑」に記載される表4の53伊藤氏八代郡左衛門が元メ本役に仰せ付けられた、文政十三年(一八三〇)正月が最新の記載となるからである。ただし、文政の年号は、これ一つしかなく、それより前の年号は59小瀬氏八代茂十郎が文化十年(一八一三)に没した記事である。七郎

が「原書ハ文化十一年比ニ認メタルモノト見ユ」と推定したのも、もつともであり、妥当といえよう。

「新宮武鑑」には、与力一三家のほか家臣団として五二家合わせて六五家と、既に断絶した家が二〇五家記録されている。

同じ付家老を勤めた安藤家では、田辺与力以外の家臣団についても『家譜』が伝わっているのに対し、水野家家臣団の『家譜』は伝わっておらず、藩士全体の人数が判明する史料も伝わっていない。安藤家家臣団の場合、享保九年(一七二四)に作成された「職分録」によると、和歌山・田辺・江戸で勤務した藩士は、計四五一人にのぼる。「新宮武鑑」と比較すると七倍もの開きがある。同じく御三家尾張徳川家の付家老であった成瀬家の場合、家臣団全体の人数として、宝永元年(一七〇四)に二七一人、享保八年(一七二三)一三三人、天明七年(一七八七)一九九人いたとされ、これと比較しても水野家家臣団の人数が少ない。

ここで与力以外の家臣団の禄高を確認すると、記載のない一四家を除くと、47林氏の一三人扶持というほかは、

種類	通番	氏	歴代	最下限年	西暦	最高石高
与力 以外	14	竹内氏	元：義右衛門→2：彦兵衛→3：治左衛門→4：忠右衛門信→5：忠右衛門信貞→6：忠右衛門信高→7：弥平次信→8：大助信舜→9：弥平次信盈→10：紋之丞信国（後改忠右衛門）	文化4年	1807	600石
	15	中川氏	元：権兵衛利長→2：権兵衛盛長→3：権兵衛利友→4：幸右衛門利勝→5：権之助利之→6：権兵衛利躬→7：幸右衛門利央（後改権兵衛）	文化6年	1809	500石
	16	水野氏	元：源太夫治方→2：源太夫元明→3：幸助治和→4：源太夫治記（隠居快休）→5：源太夫信富（富閣）	文化6年	1809	150石
	17	矢田氏	元：八右衛門→2：市左衛門正貞→3：市左衛門正能→4：市左衛門正盛→5：市左衛門匡敬→6：（市左衛門、隠居素道）→7：弥市左衛門正豪（後改市左衛門）	文化7年	1810	100石
	18	飯田氏	元：善太夫恒昌（隠居悦入）→2：文右衛門恒受（隠居柳陰）→3：平馬恒→4：久右衛門恒繁→5：久右衛門恒当（後改助解由）	文化6年	1809	400石
	19	桜沢氏	元：孫兵衛長→2：孫兵衛長次→3：孫七政吉→4：孫兵衛長知→5：孫兵衛長職→6：孫太夫元義→7：孫兵衛長栄	天明2年	1782	250石
	20	三宅氏	元：久兵衛安次→2：木工左衛門安義（隠居無着）→3：木工左衛門義→4：木工左衛門義→5：久兵衛義寛→6：外記義勝→7：外記義進	文化6年	1809	150石
	21	前田氏	元：惣兵衛則盈（隠居与助）→2：又八郎則清→3：惣兵衛則→4：又八則勝→5：与惣兵衛盈從（隠居燕友）→6：与惣兵衛則房→7：又八則政（後改惣兵衛）	文化6年	1809	100石
	22	榎本氏	元：太郎右衛門→2：太郎右衛門忠次→3：太郎右衛門忠常→4：太郎右衛門正明→5：定助正耀（後改太郎右衛門）	文化元年	1804	200石
	23	深田氏	元：弾藏勝並→2：弾藏古仲→3：木工仲奮（隠居三楽）→4：弾藏仲恒→5：弾藏勝旨	文化5年	1808	300石
	24	由比氏 *4油比氏の分家	元：甚平正宣（隠居門退）→2：甚平正晴→3：甚平正明（隠居一睡）→4：徳太郎正致→5：牛藏正	文化5年	1808	300石
	25	河村氏	元：伊左衛門正勝→2：伊左衛門正信→3：伊左衛門当保（隠居空外）→4：伊左衛門政丈（隠居伍隠）	寛政9年	1797	300石
	26	松下氏	元：市右衛門此信→2：市右衛門具信→3：市之助→4：市右衛門信興（隠居松休）→5：文左衛門信清→6：市右衛門信孟	天明8年	1788	300石
	27	多田氏	元：助之丞信忠→2：助之丞忠清→3：助之丞長歳（隠居一遊）→4：八郎太夫勝関→5：助之丞勝正→6：与惣助勝久→7：眞之進勝利	文化3年	1806	150石
28	鳥居氏	元：源之進忠知（隠居素灰）→2：源之進相兄（隠居美心齋）→3：源之進→4：源八知安	文化2年	1805	450石	
29	勢田氏	元：弾右衛門吉当→2：弾右衛門義玄→3：弾右衛門義辰（隠居齋関）→4：弾右衛門義根→5：眞三郎義知	文化5年	1808	300石	

表 4 新宮家臣団歴代

* 便宜上、記載順に番号を付けた。最下限年の（ ）は、記載のうち最新の年号をとったもの。
最高石高は、役料を含む。

種類	通番	氏	歴代	最下限年	西暦	最高石高
与力	1	平岩氏	元：助右衛門近吉→2：助右衛門親清（後改与一右衛門）→3：助右衛門親常（隠居入）→4：助右衛門親房（隠居良懐）→5：助右衛門親全→6：助右衛門親信→7：介右衛門親邦→8：助右衛門親英（隠居鯨道文化）→9：助右衛門親恒	寛政 10 年	1798	600 石
	2	岩手氏	元：九左衛門信政→2：九左衛門信盛→3：九左衛門信直（隠居有麟）→4：九左衛門信政→5：九左衛門信之→6：九左衛門信明→7：九左衛門信瀧→8：九左衛門信任（隠居道坦）→9：九左衛門信邦	文化 6 年	1809	550 石
	3	夏目氏	元：弥右衛門定次→2：弥右衛門定重→3：弥右衛門信全（隠居元洞）→4：弥右衛門信盈→5：弥右衛門信昉（隠居義同）→6：弥右衛門信美	天明元年	1781	300 石
	4	油比氏	元：甚太郎正吉→2：甚太郎正次（隠居夢遊）→3：甚太郎正行→4：甚太郎定行→5：甚太郎正武（隠居田口）→6：甚太郎正素（隠居得成）→7：甚太郎正景（隠居全遊）→8：甚太郎正周	文化 8 年	1811	300 石
	5	宮川氏	元：金八政久→2：五助政信→3：五助政長→4：五助政盛（隠居龍口）→5：五助政莞（隠居悟体）→6：五助政知（隠居一閑）→7：五助則武（隠居閑入）→8：五助政軌→9：五助	文化 7 年	1810	300 石
	6	筒井氏	元：新兵衛→2：金太夫→3：新兵衛直之（隠居保水）→4：新兵衛歳直→5：新兵衛重信→6：新兵衛信庸（隠居一無）→7：新兵衛信正→8：新兵衛信尧	文化 3 年	1806	300 石
	7	内藤氏	元：金兵衛→2：平左衛門政信→3：平左衛門昭政→4：平左衛門正高（隠居一寸斎）→5：平左衛門正貞→6：平左衛門正懿→7：平左衛門正路	寛政 7 年	1795	200 石
	8	岩手氏	元：善兵衛信元→2：弥太夫信勝→3：弥左衛門信親→4：弥左衛門信房（隠居松卜）→5：弥左衛門信武（隠居万休）→6：善兵衛信→7：弥左衛門信徴	寛政 10 年	1798	150 石
	9	平岩氏	元：清左衛門親良（隠居幸入）→2：清左衛門親長→3：清左衛門延親→4：七左衛門親方（隠居松山）→5：七左衛門英親（隠居良山）→6：七左衛門親充	文化 3 年	1806	150 石
	10	小田部氏	元：甚之丞種次→2：義右衛門種清→3：甚之丞経→4：甚之丞胤雲→5：甚之丞常恭（隠居洞雲）→6：甚之丞胤栄	安永 5 年	1776	70 石
	11	伊木氏	元：安太夫忠栄→2：安太夫栄長→3：安左衛門栄武（隠居安入）→4：安左衛門栄久（隠居廻童）→5：安太夫栄奥→6：庄左衛門栄胤	寛政 5 年	1793	記載なし
	12	阿部氏	元：兵部→2：七左衛門→3：治太夫吉忠→4：文右衛門信忠→5：文右衛門武直→6：文右衛門武純（隠居遊水）→7：文右衛門武信	安永 8 年	1779	200 石
	13	井上氏	元：甚右衛門貞重→2：四郎左衛門正重→3：甚右衛門重盛→4：甚右衛門重純→5：甚右衛門盛直→6：庄蔵富重（隠居自楽）→7：庄蔵昭重→8：庄蔵辰一（隠居義栄）→9：吉之助	文化 8 年	1811	300 石

種類	通番	氏	歴代	最下限年	西暦	最高石高
与力 以外	50	中川氏 * 2中川氏の分家	元：権之進利賢→2：権之進利越（後半太夫）	文化2年	1805	100石
	51	島野氏	元：藤兵衛正勝→2：半左衛門勝元→3：半左衛門光伴（隠居古井）→4：半左衛門勝喜→5：半左衛門	文化2年	1805	記載なし
	52	島野氏	元：伝次辰純→2：伝次辰次→3：兵之助→4：兵之右衛門辰昌	寛政12年	1800	100石
	53	伊藤氏	元：太左衛門直吉→2：与市祐直→3：与次太夫祐胤→4：与市宝栄→5：郡左衛門冷安→6：新次郎清胤→7：与市祐英→8：郡左衛門祐隆	文政13年	1830	記載なし
	54	矢口氏	元：勘太夫→2：彦四郎→3：彦四郎→4：勘太夫豊房→5：勘九郎斯積→6：次郎兵衛斯恭	文化5年	1808	記載なし
	55	高橋氏	元：三右衛門→2：仁右衛門→3：与兵衛→4：仁右衛門正親→5：仁右衛門正祇→6：仁右衛門正口	文化6年	1809	記載なし
	56	伊熊氏	元：西市郎右衛門→2：西惣内→3：伊熊九蔵→4：定助→5：市郎左衛門高宮（隠居存養）→6：市郎左衛門高朗	享和2年	1802	記載なし
	57	中村氏	元：角左衛門→2：勘兵衛→3：忠次喜治→4：彦四郎記里→5：忠次	(寛政5年)	1793	記載なし
	58	杉浦氏	元：太左衛門→2：十兵衛信直→3：金十郎→4：太左衛門→5：金十郎→6：金十郎→7：幸三郎	寛政6年	1794	記載なし
	59	小瀬氏	元：早瀬彦右衛門→2：源左衛門→3：源吉→4：小瀬安兵衛→5：茂八→6：嘉兵衛→7：茂右衛門時次→8：茂十郎尚次→9：政太郎	(文化10年)	(1813)	記載なし
	60	川上氏	元：六太夫→2：五郎作貫長（隠居甫睡）→3：五郎作貫還（後十兵衛）	文化5年	1808	記載なし
	61	山田氏	元：理兵衛政広→2：甚之右衛門政→3：理兵衛政究→4：望月弥惣常直→5：小八（後甚之右衛門）	(寛政6年)	(1794)	記載なし
	62	中村氏	元：善八猶重→2：武右衛門重候→3：条八郎候中→4：武右衛門候隆	寛政8年	1796	記載なし
	63	福田氏 *37 福田氏の分家	元：逸八遠脩（隠居耳介）→2：猪兵衛遠澄	文化3年	1806	記載なし
	64	飯田氏 * 5飯田氏の分家	元：武蔵（後半右衛門）	寛政5年	1793	記載なし
65	色川氏	元：三九郎→2：三九郎盛倍→3：三九郎盛正→4：源三郎→5：盛蔵→6：沢右衛門盛房→7：楚平邦脩→8：与惣七盛脩	文化2年	1805	150石	

種類	通番	氏	歴代	最下限年	西暦	最高石高
与力 以外	30	中川氏 * 15 中川氏分家	元：半平利之→2：只右衛門利辰（隠居隠山）→ 3：兵右衛門利頭（隠居義勇）→4：仲利安→5： 半平利邦	文化元年	1804	100石
	31	稲川氏	元：新兵衛正勝→2：新右衛門伊忠	(元禄11年)	(1698)	250石
	32	石畑氏	元：弥惣兵衛正俊（隠居受得）→2：弥惣兵衛正	宝永年間	1704～11	150石
	33	古川氏	元：吉右衛門明→2：佐喜右衛門明高→3：勇右 衛門明憲	(享保2年)	(1717)	記載なし
	34	内山氏	元：与五右衛門宗利→2：与五右衛門長行→3： 与五右衛門長賢（隠居秋隠）→4：七兵衛長基→5： 与五兵衛長属	文化7年	1810	100石
	35	渡辺氏	元：権太夫→2：権太夫宗→3：権太夫俊→4： 木工右衛門俊清→5：権太夫→6：権太夫貴（隠 居一同）→7：長次長（後権太夫）	文化2年	1805	300石
	36	加藤氏	元：孫左衛門吉次→2：九郎左衛門吉→3：孫左 衛門吉里（隠居笑入）→4：孫左衛門吉行（隠居笑 計）→5：孫左衛門義慎→6：孫左衛門盛嘉→7： 助六嘉（後孫左衛門）	(寛政6年)	(1794)	120石
	37	福田氏	元：宇左衛門→2：市之右衛門（隠居残石）→3： 多仲遠實（隠居隠石）→4：市之右衛門遠豊（隠居 賀米）→5：庄助遠	寛政6年	1794	200石
	38	野村氏	元：作之右衛門正→2：作之右衛門正次（隠居常 拝）→3：為右衛門正房→4：九之丞正勝→5： 作之右衛門盈就→6：半兵衛正鄰	文化7年	1810	100石
	39	衣笠氏	元：佐次右衛門幸則→2：弁右衛門定賢	宝永年中	1704～11	100石
	40	柳瀬氏	元：庄左衛門正倫→2：源五右衛門正武	安永9年	1780	150石
	41	矢野氏	元：定右衛門兼通→2：定右衛門	(元禄14年)	(1701)	300石
	42	大西氏	元：五右衛門勝正	元禄13年頃	1700頃	50石
	43	山内氏	元：宗助頼重→2：織右衛門重武（隠居古夢）→3： 啓蔵義武→4：余助	文化2年	1805	150石
	44	鳥山氏	元：磯右衛門米→2：磯右衛門米次	(宝永2年頃)	(1705)	100石
	45	滝川氏	元：新五兵衛通胤（隠居正栄）→2：新五兵衛勝 旨→3：儀平勝房（後新五兵衛）	文化6年	1809	200石
	46	橋本氏	元：権左衛門吉通→2：権左衛門利行（隠居素雀）→ 3：権蔵記行→4：権左衛門利安	文化2年	1805	50石
	47	林氏	元：佐吉（隠居又久）→2：伝市英濟→3：条助 武正（隠居了夢）→4：条助	文化7年	1810	13人扶持
	48	竹内氏 * 1 竹内氏分家	元：外右衛門貞隆（隠居無外）→2：茂兵衛順昌（隠 居自休）→3：仲右衛門信□（後文平）	文化3年	1806	30石
	49	矢田氏 * 4 矢田氏分家	元：八左衛門匡陳（隠居来道）→2：八左衛門匡 喜→3：丹蔵匡臣（後八左衛門）	(文化7年)	(1810)	150石

少なくとも三〇石以上の禄を得ており、水野家家臣団のなかでも中級以上の家臣のみが記載されていると考えられる。というのも、新宮水野家御茶道として、江戸で表千家の茶の湯を広めたことで知られる、川上⁽¹⁴⁾不白家が記されていないからである。不白は、60川上氏の分家で、初代六太夫の次男であった。不白が勤めた御茶道というのは、紀伊藩における御数寄屋頭と同類の役で、領政史料として知られる「丹鶴日記」や「奥御目附勤役中日記」、「御道中御行列控帳」に御茶道を勤めた川上家代々の名前が見える。川上家以外にも他の史料上で確認できるものにも関わらず、「新宮武鑑」に記されていない家臣があることから、「新宮武鑑」には、元から下級家臣の記録を残していないのであろう。

それに対して「新宮武鑑」作成当時、既に断絶していた家を二〇五家も記している。元家臣団の石高や役職の変遷を記しているが、ほとんどが一代限りの家で三代まで続くのは稀である。

これらの記載から、水野家家臣団の職制について復元を試みようとしたが、廣本満によって既に着手されてい

ることと、「新宮武鑑」の記述のみでは復元は不可能と判断し、本稿では行わなかった。

むすびに

以上、「新宮武鑑」の来歴を明らかにし、歴史資料として用いられるものかどうか、批判を行った。

「新宮武鑑」は、水野家の「新宮城書蔵目録」に同名書の記載はなかったが、原本は水野家領政史料として作成されたものであると推定した。また、内容についても、誤字脱字はあるものの、おおよそ信頼できるものではないかと考えられる。これまで史料として「新宮武鑑」の存在は知られていたものの、全文翻刻がなかったため、広く利用される機会がなかった。今回検討を行ったように、利用にあたっては注意が必要ではあるが、『家譜』にも残されていない内容を豊富に含んでおり、新宮与力や家臣団の研究に寄与することが期待される。

注

- (1) 詳しくは、「和歌山県立文書館だより」58号を参照されたい。
- (2) 廣本満「新宮水野家の職制についての覚書(1)」『熊野誌』第57号 二〇一〇年 では、「故山本国男氏より頂戴したコピー本」。
- 結城進「紀州藩初 新宮与力銘々伝」二〇〇二年 では、「所載者未詳古文書」とある。
- (3) 『紀伊東牟婁郡誌』清文堂出版 一九八九年
- (4) 「和歌山県立文書館だより」58号において、七郎の没後に寄贈されたと述べたが、誤りであったので訂正する。
- (5) 田辺市立図書館所蔵「字井文書」
<http://www.city.tanabe.lg.jp/toshokan/files/ui.pdf>
- (6) 『丹鶴叢書』は、国書刊行会(一九一二)、臨川書店(一九七六年)、大空社(一九九七年)から刊行されている。本稿では、大空社のものを参照した。
- (7) 松尾美恵子監修『丹鶴城旧蔵幕府史料』ゆまに書房
- (8) 『定本 丹鶴叢書』第33、35巻 大空社 一九九八年
- (9) 『和歌山県前記 新宮藩史 新宮藩図書目録・新宮藩官員履歴』国立公文書館蔵
- (10) 注2のほか、
 小山誉城『徳川御三家付家老の研究』清文堂 二〇〇六年
 廣本満「新宮水野家の職制についての覚書(2)」『熊野誌』第58号 二〇一一年
 廣本満「新宮与力の異動と与力知」『熊野誌』第41号 一九九五年 がある。
- (11) 砂川佳子「『紀州家中系譜並に親類書書上げ』における紀州藩付家老安藤家臣団の「先祖書」について」『和歌山県立文書館紀要』第20号 二〇一九年
- (12) 『田辺市史』第五卷 一九九〇年

- (13) 寛真理子「成瀬氏家臣団の形成と編成―天明期までを中心に」
 犬山城白帝文庫歴史文化館編『研究紀要』第八号 二〇一四年
- (14) 岩崎竹彦「川上小白を新宮水野家領政史上へ位置づける試み」
 『野村美術館研究紀要』第25号 二〇一六年
- 資料調査、及び公開に御協力いただきました、串本古座高校の皆様には御礼申し上げます。

和歌山県立串本古座高校所蔵

中根文庫 『新宮武鑑』 翻刻

凡例

- 一 翻刻に際し、欠字は省略し、追込みの体裁をとった。
- 一 字体は、原則として常用漢字に改め、変体がななどは小字とした。
- 一 合字のうち、「ㄣ」は「こと」に、「ㄣ」は「とも」に改めた。

- 一 文字右側の傍注について、「(ママ)」は、書かれていない通りに翻刻した意であり、正しい文字が判明する場合は「()」で示し、文意から推定した場合は「(カ)」で示した。脱字があると思われる場合は「()」脱カ)」で示し、余分な字は「(衍)」で示した。その他備考がある場合は「()」内にその旨を記して示した。
- 一 見せ消し部分は翻刻せず、書き直した部分を翻刻した。

- 一 中根七郎による頭注は、「(頭注)」で示した。

- 一 原本見開き左頁の端には、七郎によって漢数字で頁数が振られており、翻刻ではその数字を「()」に示した。

- 一 判読できない文字がある場合、字数を確定できるものは字数分を□で表した。

- 一 押印は、(印) で表記した。
- 一 『新宮武鑑』の翻刻は、西山史朗研究員が行い、校正を西山と砂川佳子文書専門員が行った。

(表紙)

「新宮武鑑 完」

(表紙裏貼付はがき表)

「京都市上京区紫野石龍町二十九

中根 七郎 様

大阪府豊能郡南豊島村原田阪急住宅地

宇井縫蔵

(消印) 16.2.24

」

(はがき裏)

「拝啓余寒去りがたく候処皆々様御障も無御座候哉伺上候
さて恩借の御和本三冊別便返し申上候之処拜見致候もの
何れも有益なる資料にて大に啓蒙せられ候事誠にうれし
く厚く御礼申上候尚拜見いたしたきもの沢山有之候へと
も余りにあつかましく他日またく御願申上候繁里翁の
紀行一寸珍らしきもの同封御覧に入れ候私より御覧に入
れしものハ何れも急かぬもの故何卒ゆるく御覧願上候
近頃写しものにますく趣味を覚え非常によく頭にはい
るのと心が落つくのでうれしき事に存居候新宮武鑑と物
成帳殊に珍らしく拜見田辺藩にはこんなもの残りをらぬ
様に候不取敢御礼まで 敬具」

新宮武鑑索引

(頭注)「南紀徳川史卷七十一職制二三新宮田辺与力八代々役也ト

有リ」

平岩氏、 岩手氏一 夏目氏二

油比氏三 宮川氏四 筒井氏六

内藤氏七 岩手氏八 平岩氏九

小田部氏 伊木氏十 阿部氏十一

井上氏十二

以上与力

竹内氏十三 中川氏十六 水野氏十七

矢田氏十九 飯田氏廿一 桜沢氏廿二

三宅氏廿四 前田氏廿六 榎本氏廿八

深田氏廿九 由比氏三十一 河村氏卅三

松下氏卅四 多田氏卅五 鳥居氏卅七

勢田氏三十八 中川氏三十九 稲川氏四十一

石畑氏四十二 古川氏 内山氏

渡辺氏四十四 加藤氏四十五 福田氏四十七

野村氏四十八 衣笠氏四十九 柳瀬氏五十

矢野氏 大西氏五十一 山内氏

鳥山氏五十二 滝川氏 (橋) 柳本氏五十四

林氏五十五 竹内氏五十五 矢田氏五十六

中川氏五十七 島野氏五十八 島野氏五十九

伊藤氏六十 矢口氏六十三 高橋氏六十四

伊熊氏六十六 中村氏六十七 杉浦氏六十八

小瀬氏 七十一 川上氏 七十三 山田氏 七十四

中村氏 七十五 福田氏 七十六 飯田氏 七十六

色川氏

次

自元和九年
至永永四年
順なきは索引に及つゞさず

次書附

戸田氏 九十七 山本氏 夏目氏 九十八

井上氏

平岩氏

一 元祖 平岩助右衛門近吉

(頭注)「隨筆大成六ノ四十九丁、古老茶話ニ親吉ノコトヲ記ス 親

吉、小田原政ニ從フ(近世日本国民史六、二二九、二六七、二七八)

家康と執政者(全上十三、四三七) 古老茶話四九ニ平岩

親吉ノコトヲ載ス

祖父同七郎右衛門尾州平岩ニ住在名を以為氏其子助右

衛親次權現様(河原)江被召出千石給天文正カ十八年甥主計頭

親吉へ附添上州厩橋へ越慶長六年親吉甲州府中へ移

同十二年尾州清州へ移始終親吉へ附添於同所病死年

月不詳助右衛(四郎)近吉儀者生国參州權現様へ御小姓被召出

天正十九年五月三百石被下其後大御番三百石御加増

都合六百石文祿年中全龍院様御番下相勤慶長十二年

全龍院様南龍院様江御附被遊候節為御名代水戸へ被遊

候節御番下之内召連度旨達上聞御与力被仰付同十四

年遠州浜松へ罷越元和五未年紀州新宮へ罷越後御年

寄役御雇被仰

付寛永五辰五月十三日五十三歳病死仕候

一 二代

助右衛門親清

生国駿河寛永五辰年家督被仰付御年寄役御雇被仰付

御合力百石被下慶安四年依願御役御免御合力百石惣

領治部左衛門へ被下御番被仰付親清万治元戌年隠居

与一右衛門与改寛文二寅年十一月八日病死仕候

一 三代

助右衛門親常

初御家中へ被召出百石被下御番相勤万治元年家督延

宝五年隠居(隠方)入元禄十五年九月十四日八拾貳歳病

死仕候

一 四代

助右衛門親房

延宝五年家督元禄十六未六月隠居良懐宝永七寅正月

十日五拾貳歲病死仕候

一 五代 助右衛門親全

元禄十六未年家督享保十八丑十一月江戸表へ被召御年寄役御雇被仰付御合力百石被下同十二月二日於同所五十三歳病死仕候

一 六代 助右衛門親信

享保十九年三月家督寛保二戌二月隠居明和九辰八月廿五日五十九歳病死仕候

一 七代 介右衛門親邦

寛保二戌年家督宝曆十二午十月二日三十一歳病死仕候

一 八代 助右衛門親英

宝曆十二午十一月廿二日家督寛政十年十一月隠居

鯨道文化

一 九代 助右衛門親恒

寛政十年十一月十二日家督被仰付

岩手氏

(頭注)「原本ハ一氏毎ニ紙ヲ改ム以下毎ノ末ニ一行ノ空行ヲス」

一 元祖 岩手九左衛門信政

祖父岩手繩美四郎信安者武田刑部大輔信昌三男也信安

惣領岩手能登守信盛甲州山梨郡岩手郷所領仕簞奉行

相動信玄没落後天正十年八月権現様分本領貳百貫被

下翌十一年末六月廿六日病死仕惣領右衛門信景父ニ先

達死二男助九郎信政武田家浪人織田三七ニ仕候処信玄

家来様子ニ寄可被召出旨承知仕織田家暇取甲州へ帰戸

田三郎右衛門を以権現様江御訴候処天正十一年末九月

本領半分ニ被召出上意を以九左衛門与改御知行書並御

重恩書遣都合三通所持知行五百五拾石被下慶長初

頃全龍院様御番下罷在慶長十二年全龍院様南龍院様江

御附被遊

(一)

候節為御名代水戸江被遣候節番下之内召連度旨達上聞

御与力被仰付慶長十四年遠州浜松へ罷越元和五年紀

州新宮江罷越寛永元子正月廿八日六十才病死仕候

一 二代 九左衛門信盛

生国紀伊寛永元子年家督之上御年寄役御雇被仰付慶

安二丑年九月廿六日病死仕候

一 三代 九左衛門信直

慶安二丑年家督元祿元七月隱居有鱗享保二酉九月

夏目氏

十六日八十六才病死仕候

一元祖

夏目弥右衛門定次

一 四代 九左衛門信政

六代已前同五郎兵衛忠氏生国信州清康様江仕其子九郎

元祿元家督其後隱居仕享保二酉五月十七日六十二才

右衛門吉久其子次郎左衛門広次其子次郎左衛門吉為

病死仕候

其子次郎左衛門宗吉慶長九辰年七歳^二而病死断絶^二付

一 五代 九左衛門信之

別家同姓弥右衛門定次此家相統実弥右衛門吉重長男

享保二酉年家督享保八卯十月三日三十六才病死仕候

次郎左衛門広次甥也知行三百石給文祿之比全龍院様

一 六代 九左衛門信明

御番下^二罷在慶長十二年全龍院様南龍院様江御附被遊

享保八卯十二月家督明和五年正月隱居同七寅十月廿

為御名代水戸江被遣候節番下之内召連度旨達上聞御与

二日五十三才病死仕候

力被仰付慶長十四年遠州浜松へ罷越元和五年紀州新

一 七代 九左衛門信瀧

宮へ罷越後御年寄役御雇被仰付後隱居寛永十七正月

明和五子正月十一日家督寛政八辰五月八日五十五才

廿八日八十一歳病死仕候

病死仕候

一 二代 弥右衛門定重

一 八代 九左衛門信任

生^六遠州家督相統貞享五辰五月廿六日七十七才病死仕候

寛政八辰六月廿九日家督文化六巳七月五日隱居道坦と改

一 三代 弥右衛門信全

一 九代 九左衛門信邦

貞享五辰六月家督享保九冬隱居元洞延享四卯十月

文化六巳七月家督被仰付

十八日八十二才病死仕候

(二)

一 四代 弥右衛門信盈

享保九年家督宝曆十三末二月隱居仕安永二巳十二月

八日七十六才病死仕候

一 五代

弥右衛門信昉

生ハ駿河元和八年家督貞享元年三月隱居夢遊元禄三年
午二月八日病死仕候

宝曆十三年家督天明元丑六月廿一日隱居仕義同寛政

一 三代

甚太郎正方

七卯二月十四日六十三才病死仕候

貞享元年家督元禄十丑八月廿九日病死仕候

(三)

一 四代

甚太郎定行

一 六代

弥右衛門信美

元禄十年十二月家督享保十一七月隱居同十三申十一

天明元丑年家督被仰付候

月十二日四十九才病死仕候

一 五代

甚太郎正武

油比氏

一 元祖

油比甚太郎正吉

享保十一七月家督宝曆十三十二月隱居田^(政カ)与改安永四
未正月廿五日七十四歳病死仕候

(四)

本国生共駿州祖父太郎兵衛親定其子治右衛門定吉其

子甚太郎正吉也三代共今川家ニ仕永禄年中彼家没落北

一 六代

甚太郎正素

条家ニ仕天正年中彼家滅亡浪人仕権現様御近習被召出

宝曆十三年(二月廿八日とも)家督安永九子三月隱

三百石被下其後大御番全龍院様御番下相勤慶長十二

居得成与改

年全龍院様南龍院様へ御附被遊為御名代水戸へ被遣

一 七代

甚太郎正景

候節番下之内召連度旨達上聞御与力被仰付慶長十四

安永九子三月家督文化八未三月隱居全遊与改

年遠州浜松へ罷越元和五年紀州新宮へ罷越元和八戊

一 八代

甚太郎正周

四月十五日病死仕候

文化八年家督被仰付候

一 二代

甚太郎正次

宮川氏

一 元祖

宮川金八政久

本国勢州生ハ駿河祖父赤松五郎入道重深其子宮川越前正次小田原北条家少同右衛門ハ附家老金八も罷越天正年中彼家没落浪人仕權現様江被召出三百石被下大御番相勤慶長初頃ハ全龍院様御番下ニ罷在同十二年全龍院様南龍院様江御附被遊為御名代水戸ハ被遣候節番下之内召連度旨達上聞候ニ付御与力被仰付同十四年遠州浜松江罷越於同所病死仕候

一 二代

五助政信

於遠州家督新宮ハ罷越寛永九申四月十日病死仕候

一 三代

五助政長

生ハ遠州寛永九六月家督明曆三酉九月十二日病死仕候

一 四代

五助政盛

明曆三酉十一月家督宝永四亥八月隱居龍□(別院不可)享保二酉十二月廿四日八十一歳病死仕候

一 五代

五助政堯

宝永四亥年家督享保十九寅十月隱居悟体寛延元辰九

(五)

月十三日七十五才病死仕候

一 六代

五助政知

享保十九寅十月家督宝曆十二年三月十一日隱居一閑安永二年巳十二月十八日六十才病死仕候

一 七代

五助則武

宝曆十二年三月家督文化二丑年九月隱居閑入同三寅七月十八日病死仕候

一 八代

五助政軌

文化二丑九月家督同七年五月朔日病死仕候

一 九代

五助

文化七年六月廿九日家督被仰付候

筒井氏

一 元祖

筒井新兵衛

本国江州生ハ參州筒井順照三代目金太夫惣領也金大夫江州筒井庄居住三州水野下野守殿ニ任其後桜井監物殿仕千石給文禄元辰十月九日病死仕其子新兵衛家督統候処桜井忠頼不慮ニ相果候ニ付慶長末元和初頃全龍院様御与力三百石被召出元和五年新宮ハ罷越隱居後寛

一 永五辰四月十三日病死仕候

文化三寅十月廿九日家督被仰付候

一 二代 金太夫

一 生国参州家督被仰付明曆元未九月廿三日病死仕候

内藤氏

一 三代 新兵衛直之

一 元祖 内藤金兵衛

(六)

明曆元十二月家督元禄三年八月隠居保水宝永三戌十月八日八十三才病死仕候

本国生共三州父金左衛門養子と成実桜井家老小浦喜右衛門三男養父共桜井家へ仕六百石給忠頼不慮相果候
二付慶長末元和初頃全龍院様御与力式百石被召抱元和五年新宮へ罷越承応二巳六月十六日病死仕候

一 四代 新兵衛歳直

一 二代 平左衛門政信

家督被仰付享保五子十月隠居同九辰十二月十七日

一 二代 承応二年家督貞享元子四月十四日病死仕候

七十五才病死仕候

一 五代 新兵衛重信

(七)

享保五十月家督延享元子六月隠居同二丑七月廿二日

一 三代 平左衛門昭政

四十三才病死仕候

貞享元六月家督享保七寅夏町郡奉行御雇式拾人扶持
被下享保十三申二月三日病死仕候

一 六代 新兵衛信庸

一 四代 平左衛門正高

延享元子六月家督安永三十一月隠居一無天明五巳正

享保七寅年家督宝曆五亥四月隠居一寸齋明和六丑正

月廿二日五十五才病死仕候

一 七代 新兵衛信正

月三日六十六才病死仕候

安永三年十一月五日家督文化三寅九月八日病死仕候

一 五代 平左衛門正貞

一 八代 新兵衛信癸

宝曆五年家督安永四未十一月廿五日四十三才病死仕候

一六代 平左衛門正懿

一四代 弥左衛門信房

安永四未閏十二月家督寛政七卯四月廿三日二十八才

享保十四春家督明和三戌四月十三日隱居松下改安永

病死仕候

四十二年三月病死仕候

一七代 平左衛門正路

一五代 弥左衛門信武

寛政七卯六月家督被仰付候

明和三戌年家督寛政二戌十一月隱居万休享和二年八

月十二日病死仕候

岩手氏 岩手善兵衛信元

一六代 善兵衛信元(2)

一 元祖

寛政二年十一月家督同十年七月朔日病死仕候

同苗九左衛門信政末子^二而本広院様御代御家中江被召

一七代 弥左衛門信徴

出寛永二巳年知行百五拾石被下同十一戌年御与力明

寛政十年八月廿二日家督被仰付

知之内へ御入被成寛文初頃町郡奉行御雇被成別知

百五拾石被下同七未八月廿七日病死仕候

平岩氏

一 二代 弥太夫信勝

一 元祖 平岩清左衛門親良

寛文初頃家督被仰付元禄十一寅年七月町郡奉行御雇

同苗助左衛門近吉一男寛永十戌年本広院様御側江被召

別知百五拾石被下宝永四亥正月十一日病死仕候

出同十三年子御与力へ御入被成百五拾石同十七年五

一 三代 弥左衛門信親

拾石御加増貞享元三月隱居幸入同四卯八月廿二日病

(八)

死仕候

元禄十一年家督被仰付享保十三申十二月廿二日病死

一 二代 清左衛門親長

仕候

家督被仰付正徳元卯十月朔日病死仕候

一 三代 清左衛門延親

家督被仰付延享三十二年隱居被仰付候

一 四代 七左衛門親方

延享三寅年家督安永二巳年十一月十一日隱居松山下改

(九)

一 五代 七左衛門英親

安永二巳年家督文化三正月九日隱居良山与改

一 六代 七左衛門親充

文化三年正月家督被仰付

一 三代 甚之丞経一

天和元西十月家督享保三戌閏十月隱居元文五申三月

十日病死仕候

一 四代 甚之丞胤雪

享保三戌十月家督寛延三年二月九日病死仕候

一 五代 甚之丞常恭

寛延三午四月四日家督安永五四月三日隱居洞雲与改同

八月四日病死仕候

一 六代 甚之丞胤栄

安永五申四月家督被仰付

(十)

小田部氏

一 元祖 小田部甚之丞種次

父大学俊康伊達家ニ仕甚之丞儀著本広院様御代被召抱

寛永五辰年新知七拾石被下同十一年三拾石御加増慶

安二九月病死仕候

一 二代 義右衛門種清

慶安三年家督百石寛文三卯八月五拾石御加増同

十一七月御与力明知之内へ式百石被下御入被成天和

元西十月若山御用聞御履被成同二戌五月病死仕候

一 三代 甚之丞経一

天和元西十月家督享保三戌閏十月隱居元文五申三月

十日病死仕候

一 四代 甚之丞胤雪

享保三戌十月家督寛延三年二月九日病死仕候

一 五代 甚之丞常恭

寛延三午四月四日家督安永五四月三日隱居洞雲与改同

八月四日病死仕候

一 六代 甚之丞胤栄

安永五申四月家督被仰付

(十)

伊木氏

一 元祖 伊木安太夫忠栄

松平伯耆守殿家中伊木安右衛門二男水州豆州肝煎を

以延宝四辰六月於江戸御与力被召抱同十一月新宮着

元禄十三辰五月二日病死仕候

一 二代 安太夫栄長

元禄十三辰年家督宝永六丑七月十日病死仕候

一 三代 安左衛門栄武

宝永年中家督元文四未三月隱居安入与改安永五申十一

月廿三日病死仕候

寛永十一年家督五拾石被下慶安二年百五拾石御加増

都合式百石天和元酉二月十七日病死仕候

一 四代 安左衛門栄久

元文四三月家督安永八亥八月十九日隱居廻童与改天明

延宝四年八月養子ニ相成天和元酉七月跡目百五拾石被

下同十一月御与力明知へ御入被成享保三戌年隱居

八申六月九日病死仕候

一 五代 文右衛門武直

一 五代 安太夫栄奥

安永八亥年家督寛政五丑十月廿九日病死仕候

一 五代 享保三戌年家督元文四未五月病死仕候

一 六代 文右衛門武純

一 六代 庄左衛門栄胤

寛政五丑二月家督被仰付

一 六代 元文四年未五月家督安永八亥十月隱居遊水与改天明三

卯十二月病死仕候

一 七代 文右衛門武信

阿部氏

安永八亥年家督被仰付

一 元祖 安部兵部(マ)

今川家ニ仕全龍院様御代被召抱元和比式百石寛永二年

一 元祖 井上氏

五拾石御加増同五年比迄相勤候

一 元祖 井上甚右衛門貞重

一 二代 七左衛門

(十二)

家督百石被下同十年比迄相勤候

本国信州生者三州祖父井上作之右衛門一東信州分出

一 三代 治太夫吉忠

三州長親公ニ仕其後桜井家ニ仕其子作之右衛門重信其

子甚右衛門貞重共桜井家ニ仕候处左馬允殿不慮ニ相果

候ニ付慶長末元和初比全龍院様御与力三百石被召抱

元和五年紀州新宮へ罷越隱居後寛永八未十一月十日
七十九歳病死仕候

宝曆十三年家督天明五年巳九月十三日四十三才病死
仕候

一 二代 四郎左衛門正重

一 八代 庄藏辰一

(十二)

生者三州家督被仰付寛永十七年辰二月二日六十三歳病
死仕候

一 九代 吉之助
文化八年未八月十八日家督被仰付

一 三代 甚右衛門重盛

右拾三軒御与力也

寛永十七年家督延宝六年午八月五日七十歳病死仕候

(十三)

一 四代 甚右衛門重純

延宝六年冬家督正徳二年隱居同二辰九月廿六日六十

一 竹内氏

才病死仕候

一 元祖 竹内義右衛門

一 五代 甚右衛門盛直

一 二代 本国尾張水野御先祖様分御家老相勤候由ニ御座候
彦兵衛

正徳二年辰九月家督享保十五年戌五月隱居同十六三

月廿五日病死仕候養子甚右衛門同十五年家督被仰付

一 右衛門大夫様分藤次郎様江御附家老被仰付全龍院様一
向御幼年比分奉守立候

候処子細有之断絶被仰付候

一 六代 庄藏富董

一 三代 治左衛門

享保十六四月御与力新規三百石被仰付宝曆十三年未

二月隱居自樂与改明和六丑十月十四日七十四才病死仕候

全龍院様御代御家老相勤六百石被下惣領金平御家老
相勤六百石被下候処式拾五才ニ而病死仕無妻故悴無之
惣領筋断絶仕候石金平儀大坂御陣両度共相勤候由

一 七代 庄藏昭董

一四代 忠右衛門信(忠)

初八助元和元年十四才二而被召出次左衛門二男也寛永元年式百五拾石被下御礼式御家老末席罷出御用者相違不申明曆元年病死仕候

一五代 忠右衛門信貞

初龜之助明曆元年家督式百五拾石被下其後若山分新宮へ引越被仰付延宝二年者頭被仰付天和三亥年若山へ引越御用聞被仰付元禄元辰年御家老役五拾石御加増同十四年百石御加増都合四百石被下正徳三巳十一月病死仕候

一六代 忠右衛門信高

初弥平次元禄元年被召出同三年五拾石被下江戸御徒士頭被仰付同五申年五拾石御増同十二年若山勤被仰付宝永七年御者頭被仰付五拾石御増正徳三巳年家督四百石被下同五年御家老役被仰付元文二巳年依願御免隠居

(十四)

料式百石被下延享三年病死仕候

一七代 弥平次信(忠)

初紋之丞養父家督式百石被下御徒士頭被仰付弥平次与

改延享二年御者頭被仰付宝曆二年被為召御用聞役江戸引越被仰付候得共病身三付御役願候処御者頭へ帰役若山相勤候処同九年新宮へ引越被仰付宝曆十年正月病死仕候

一八代 大助信舜 (舞) □力

宝曆十辰年幼少二付式拾人扶持被下明和元年御番被仰付同二年百五拾石御直安永二年依願隠居被仰付三拾石被下寛政七年病死仕候

一九代 弥平次信盈

初求馬安永二年兄家督百石被下御番被仰付天明三卯年町郡奉行御役料等被下候寛政元年大御目附三拾石御増同六年御用聞御年寄同様月番判形相勤候様五拾石御増御役料式拾石同九五月於江戸表御年寄並五拾石御増同十二正月御役見習式百五拾石三被成下享和四正月三拾石御増文化四卯二月病死仕候

一十代 紋之丞信国(後改) 忠右衛門

文化四卯三月家督式百石被下頭役格御番被仰付同十二月町郡奉行被仰付候

中川氏

一 元祖

中川權兵衛利長

(十五)

本國尾州諸和村伯父中川刑部左衛門利茂其頃織田信長公旗下ニ罷在三州長篠御一戰之砌手疵を負其後落髮

仕天正十三西正月廿三日於諸和村病死仕其子權兵衛

初九十郎与申十七歲之節姉賀西山主膳方ニ同居仕処主

膳非義を以九十郎姉を殺害ニ依而主膳並弟某即座ニ討

留家ニ火を懸伝來之甲携へ諸和村を立退酒井兵部殿へ

参り養介ニ罷成候内兵部殿口入を以慶長年中御家へ被

召抱永ニ五百石可被下置旨則遠州浜松ニ而御家老被仰

付權兵衛与改名大坂御陣御供仕正保元申正月廿五日病

死仕候

一 二代

權兵衛盛長

初權之助權太夫寛永十七年御家老見習式百石正保二

年式百石御増本役寛文十二年百石御増延宝元丑九月

廿三日病死仕候

一 三代

權兵衛利友

初權之介延宝二正月五歲ニ而家督五百石貞享元子十二

月元服御番入御礼式頭役之通元禄二巳年御家老被仰

付同七年若山被為召同八年江戸表へ御供仕同八年新

宮へ罷越元禄十三年江戸表へ被為召式百石御増都合

七百石被下同十四江戸へ引越享保七五月十日病死仕

候

一 四代

幸右衛門利勝

実水野長兵衛男正徳五未年拾五人扶持ニ被召出御礼式

者頭上座被仰付享保五年御内用向見習候様御用部屋

へ相詰同七八月家督五百石被下格式是迄之通同九辰

四月御簾奉行新宮江被仰付寛保元三月廿日病死仕候

(十六)

一 五代

權之助利之

元文五辰四月被召出同五月江戸表へ罷下り御給人拾両

三人扶持被下後御使者番被仰付後病氣ニ付新宮江御登

セ養生仕候処親病死仕候ニ付家督四百石被下御番相勤

宝曆十辰頃病身依願隱居五拾石被下天明英四十一月廿

四日病死仕候

一 六代

權兵衛利躬

実三代目同苗兵右衛門三男^ニ而養子^ニ相成宝曆七丑年
江戸御中小姓^ニ被召出同十辰二月御近習被仰付新宮へ
越同五月家督三百石被下御給人被仰付同二十一月
若山者頭被仰付翌三月同所へ引越同八月御用聞明和
六丑六月御年寄被仰付五拾石御増安永七三月於江戸

寅六月御用聞格大御目附者頭兼帶被仰付同八辰五月
於江戸表御年寄見習五拾石御増月番加判相勤候様同
十一四月本役被仰付五拾石御増文化二正月五拾石御
増同六巳正月五拾石御増

表百石御増被下候処辞退申上御許容被遊同八亥年百
石御増天明五年五拾石御増都合五百石被下新宮へ御

水野氏

登^セ寛政元酉二月不調法之儀^ニ付^テ百石被召上御役御

一元祖

水野源太夫治方

免御城代被仰付席合御年寄次同八年病氣御役奉願候
処後^ニ養生仕候様被仰出同十二月廿四日病死仕候

同姓佐渡守様御四男幼少之内清光院様被成御養育候
処本広院様御代寛永十七年百五拾石^ニ被召出其節猪之
助^ト申候正保四亥年水野岩見守様伏見御奉行被仰付候

一七代

幸右衛門利央後改
權兵衛

実同苗權之進惣領^ニ而養子^ニ罷成安永八亥三月江戸表

節被召連寛文三年被成御戻同五巳七月新宮着^ハ拾人扶
持被下御家老役被仰付同十二月八日病死仕候

へ下^リ同四月頭役格御近習^ニ被召出拾人扶持被下天明

一二代

源太夫元明

五巳年新宮勤被仰付御番相勤候処同七十一月御普請
奉行新知八拾石被下同八申八月町郡奉行被仰付御役

初八十郎寛文十三丑正月南部^ノ若山^ニ着於同所御目見
同十三日於御居間家督三百石被下悴源五郎^ハも五人扶
持被下源太夫儀元禄二年御家老上席宝永四九月御城

料三拾石被下寛政元三月親被仰出之儀^ニ付^テ三拾石被召
上御番被仰付同二戌三月家督^ヲ百石被下者頭被仰付

代被仰付享保八卯五月病死仕候

同六

一三代

幸助治和

(十七)

宝永四亥九月者頭被仰付百石被下正徳三巳年於江戸

表御用聞見習被仰付同四六月着組支配兼相勤候処病
身依願御役御免被成候て享保三八月同七寅六月当分鐘
奉行被仰付同八二月本役同年家督式百石被下同十一
年午四月病死仕候

一 四代

源太夫治記

(十八)

初久米之助享保十一年午八月式拾人扶持被下幸助弟
重之丞へ三人扶持被下身上打込候而中川兵右衛門勢
田左忠太へ世話遣候様被仰付此節重之丞九才久米之
助八才重之丞儀後御近習ニ被召出其後矢野八之丞跡
百五十石被下元文四年出奔仕候久米之助儀源太夫と
改元文元辰年百五十拾石ニ御直シ宝曆十年辰三月者頭同
十三年末十月御簾奉行被仰付明和五年五拾石御増同
九年者頭兼役之処安永五年依願兼役御免天明二依願
御簾奉行御免同三年依願隱居五拾石被下快休与改寛政
九巳十一月病死仕候

一 五代

源太夫信富攝
上改稱

初新三郎天明三卯年家督百五十拾石御番入被仰付寛政
元年御普請奉行見習被仰付同二年町郡奉行寺社をもも勤

御役料三拾石被下寛政七十二月大御目附役被仰付是
迄之御役料御加増ニ被成下同十二申十二月於江戸表御
用人見習式拾石御増文化六巳二月御年寄見習月番加
判相勤候様五拾石御増

矢田氏

一 元祖

矢田八右衛門

(頭注)「初代ノ没年戒名ニ慶安三寅トアルモ四年卯四月廿五日ナリ

ト云

遠州浜松城主松平左馬允殿不慮相果候ニ付浪人仕全龍
院様へ浜松ニ而被召抱高百石被下本広院様御代町奉行
相勤慶安三寅四月病死仕候

一 二代

市左衛門正貞

初半四郎と申御小姓ニ被召出寛永元百式拾石同三年八

(十九)

拾石御増御側御用達同五辰年成瀬与改同六市左衛門与
改同十四年七拾石御増御年寄役慶安四親八右衛門病
死ニ付

(頭注)「解ノ字原文不明次モ同シ或ハ新カ右ハ拜ナルヘシ」

解知百石市左衛門へ被下矢田^与改万治三年三拾石御増都合四百石寛文十戌年若山^今新宮へ引越延宝三卯年

四月病死仕候

三代

市左衛門正能

初弥市左衛門寛文二寅年田安御屋敷ニ被成御座候内御小姓ニ被召出同五年元服御側勤同十二年御徒士頭拾五人扶持ニ御直延宝三年家督四百石御用見習同五巳年御用相達市左衛門と改元禄十三年百石御増都合五百石ニ被成下享保元申年二月病死仕候

四代

市左衛門正盛

初弥市左衛門元禄十五年拾人扶持ニ被召出御側御用相達御徒士頭次御勘定頭奥年寄上へ罷出宝永六年百石ニ御直新宮者頭享保元年家督五百石被下御年寄役被仰付寛保二戌十一月病死仕候

五代

市左衛門匡敬

初弥市左衛門元文二巳年御近習ニ被召出寛保元酉年兄凶書病死ニ付解知百石被下親市左衛門惣領ニ被仰付奥頭役一所ニ相勤同二年家督五百石被下同三寅年御用間役延享元年御年寄役明和二年百石御増都合六百石被

下安永七年依願隱居式百石被下一入^与改同八亥正月病死仕候

六代

実印藤七左衛門弟初弥市左衛門又市左衛門宝曆十一

巳年

(二十七)

頭役十人扶持南曲輪御番ニ被召出同十二年御普請奉行見習御役料三人扶持被下明和三戌年本役百石ニ御直同六丑年御用間格大御目附元メ兼御役料五人扶持被下安永六酉年於江戸表御年寄見習五拾石御増同七年家督四百石本役同八亥年不調法之儀ニ付御役御免半知被召上者頭役天明五巳年江戸表へ被為召候処病氣ニ付同六年依願御免者頭末席被仰付寛政二年御年寄格五拾石御増御年寄同様同三年見習被仰付同五年不調法之儀ニ付御免隱居素道と改被仰付文化八年末八月病死仕候

七代

弥市左衛門正豪^{後改}
市左衛門

寛政五年家督幼少ニ付式拾五人扶持百七拾石ニ御直文化四十二年御普請奉行被仰付同六四月依願御免御番被仰付同七年十一月者頭被仰付

飯田氏

一 元祖

飯田善太夫恒昌

初平八久右衛門全龍院様御代御小姓ニ被召出段々御取立元和比式百石寛永二年百石御加増御年寄役被仰付同十四年五拾石御増明暦元年知徳院様江御着若山今江戸へ引越万治元年五拾石御増都合四百石寛文二寅年依願隠居五拾人扶持被下悦入与改同年病死仕候

一 二代

文右衛門恒受

初牛右衛門平八寛文二年比幼年ニ付拾人扶持被下延宝六年年三百石被下元禄元辰年新宮御者頭被仰付江戸引

(二十一)

越同八亥九月若山御用聞被仰付翌三月立同十四年御年寄役被仰付同年江戸表へ罷下リ三年勤同十六年住居被仰付享保十巳十月隠居被仰付百五拾石被下名柳陰同十八丑十月病死仕候

一 三代

平馬恒（後改）

宝永二酉年頭役格拾人扶持ニ被召出奥表相勤同五子年

御徒士頭被仰付三人扶持御増同七年新知百石被下御供小姓頭被仰付正徳三年御物頭（後改）被仰付御役料被下享保十年家督百五拾石被下新宮へ引越被仰付病身ニ付御役御免御番被仰付元文二巳年五拾石御増若山御用聞引越被仰付延享二丑五月病死仕候

一 四代

久右衛門恒繁

初善太夫実矢田市左衛門弟ニ而延享二年家督百五拾石御給人上座御番被仰付同年頭役格御取次役被仰付同四年御徒士頭被仰付寛延二年江戸表引越被仰付宝暦元未年御供小姓頭被仰付同三年御者頭被仰付同年御用聞見習御役料被下同六年五拾石御加増御用聞本役同八年百石御増若山御年寄役被仰付明和五子年病死仕候

一 五代

久右衛門恒当（後改）
勘解由

初平八平馬喜摩多明和五年幼年ニ付家督三拾人扶持被下新宮へ引越安永三年元服式百石御番被仰付安永八亥七月於江戸表奥頭役同十月大御目附役天明二四月不調法之儀ニ付式拾石被召上同三卯十一月江戸表分着同五巳六月御用人格式拾石御増同七未六月見習同

十二月御年寄見

(二十二)

習五拾石御増寛政元八月於江戸表本役五拾石御増同
四九月於同所五拾石御増同七卯七月於同所五拾石御
増同八辰十月五拾石御増文化三六月五百石高三被成下
同四卯九月不調法之儀ニ付五拾石被召上御城代被仰付
文化六四月不調法之儀ニ付御者頭被仰付

桜沢氏

一 元祖

桜沢孫兵衛長(三)

父岡部越中と申関東松山之内領知仕働も有之ニ付太田
三樂齋分被招相勤候内三樂齋備及敗軍帰節纏之者敵
へ被取纂候を取帰候様被致下知候併共及遅々孫兵衛
乗込無難纏取返し差上候処喜悅被致為褒美着被致候
甲脱給口今ニ所持仕候三樂没落ニ付浪人仕上杉景勝卿
江被抱相勤候内敵を鎧付鎧折候へ共首尾能当敵を討取
候ニ付景勝卿為褒美中身之鎧被下是亦所持其後浪人仕
御家江被召抱大坂御陣首尾能御帰陣御供仕御家へ被召
抱候前桜沢と改候知行式百五拾石迄被下寛永元十月病

死仕候

一 二代

孫兵衛長次

初三四郎寛永元年家督百三拾石被下明暦二年五拾石
御増大御目附被仰付万治二年御者頭被仰付延宝三卯
二月御鎧奉行被仰付同四辰七月病死仕候

一 三代

孫七政吉

延宝四年家督百五拾石同十月御納戸奉行被仰付候処
不調法之儀有之元禄七年六月被成御免同八年隱居止
徳五末

(二十三)

六月病死仕候

一 四代

孫兵衛長知

初孫太夫元禄八亥年家督五拾石被下同十五八月御普
請奉行助宝永二八月町郡奉行介被仰付同四九月本役
五拾石御増享保三年十月大御目附元メ兼役是迄之御
役料三拾石御加増ニ御直同六年江戸表ニ被為召同十一
午二月七拾石御増大元メ御用聞並後本役新宮へ被登セ
同十二未五月御年寄役百石御増同十八年江戸表へ被
為召罷下候処病氣ニ付新宮江御登セ勢州妙見町ニ而同九

月病死仕候

先養子要人長良初角弥実油比甚太郎三男享保八年

御近習ニ被召出同十二年頭役格拾人扶持御広間御取

次同年新宮御普請奉行同十五年新知百石町郡奉行

被仰付候処同十六年亥二月病死仕候

孫兵衛長職

三宅氏

初三四郎実竹内弥平次二男明和六年家督百石被下御

番被仰付安永九子八月町郡奉行被仰付御役料三拾石

被下天明二年比江戸表へ引越被仰付御者頭役三拾石

御加増

一元祖

三宅久兵衛安次

寛永三年百五拾石ニ被召抱御在所住居被仰付神倉御戸

開御代参等相勤同八年権現御寄附奉行相勤寛永十九

年午三月病死仕候

木工左衛門安義

寛永十九年家督百五拾石無相違被下承応三年若山へ

引越被仰付寛文五年大御目附役被仰付延宝元年五拾

石御増御者頭被仰付元禄八三月依願隱居五拾石被下

名無着与改宝永三戌年病死仕候

木工左衛門義了

元禄八年家督百五拾石御給人被仰付同十四年頭役御

足輕支配仕候様宝永七年御者頭被仰付正徳元年五拾

石御増新宮御鑓奉行被仰付正徳二年十月病死仕候

五代

初孫太夫実宮川五助二男太次郎と申養子ニ罷成享保

十八九月家督弍百石被下御番被仰付寛保三亥七月町

郡奉行被仰付寛延三年七月大御目附元メ兼御役料被

下宝暦五亥三月若山へ引越御用聞被仰付五拾石御増

同七十一月御年寄五拾石御加増都合三百石同八六月

病死仕候

孫太夫元義

初孫三郎宝暦八年幼少ニ付三拾人扶持被下依願新宮へ

引越被仰付同九年御礼席頭役格次へ罷出候様同十四

年御番入被仰付明和二酉年二百石ニ御直同五年十月町

郡奉行被仰付同六丑五月病死仕候

(二十四)

一七代

孫兵衛長栄

一 四代 木工左衛門義(三)

寅三月病死仕候

初久平家督百五拾石被下若山御給人被仰付享保八年

外記義進

依願隱居五人扶持被下明和元年病死仕候

初孫五郎寬政十一九月家督百五拾石御給人御番被仰

一 五代 久兵衛義寬

付文化六巳九月御普請奉行被仰付

初久平享保八年家督百石被下同十八年御徒士頭元文

元年

前田氏

(二十五)

一 元祖

前田惣兵衛則盈

大御目附役同四年三拾石御増寛保二年若山今新宮へ

正保四亥年高百石被下若山相勤慶安四卯年大御目附

引越同三年江戸勤番翌年帰宅延享四年五拾石御増寛

役百石御加増万治元年御年寄役被仰付百石御加増寛

延三年式拾石御増御用聞御年寄席へ相詰御用可談旨

文四辰年十一月新宮引越同十一亥年御役御免天和元

同六月御年寄役被仰付百石御加増都合三百石被下江

年隱居百五拾石被下与助与改貞享四卯年病死仕候

戸引越被仰付宝曆七年三月新宮引越同年十月病死仕

一 二代

又八郎則清

候

御中小姓被召出天和元年家督百五拾石御番被仰付候

一 六代

外記義勝

(二十六)

初木工平宝曆八年家督貳百石御給人上座被仰付同

処同二戌八月武具奉行被仰付元禄年中被成御免宝永

九二月頭役被仰付安永五九月御者頭被仰付寛政元年

二酉年病死仕候

江戸表へ被為召御用聞見習被仰付同三年御簾奉行鍵

一 三代

惣兵衛則(三)

奉行兼役新宮へ為御登寛政五正月御者頭をも介被仰付

実竹内忠右衛門三男元禄十一年養子願濟親跡目五拾

同十一年依願三役御免同九月隱居五拾石被下文化三

石被下新宮御番被仰付宝永四亥年若山勤於同所正徳

四千年病死仕候

一 四代

又八則勝

元宮本初右衛門与申於若山被召出罷在候処先ニ惣兵衛

妻者御表御家中宮本与右衛門伯母ニ而右縁を以惣兵衛

至末期竹内忠右衛門奉願養子ニ被仰付前田又八と相改

享保三戊閏十月拾人扶持新宮上ヶ地御代官被仰付同九

年江戸表へ被為召同十巳正月七拾石三人扶持ニ御直吟

味役当分江戸元メ被仰付同年元メ本役御役料等被下

同十二正月五拾石御増大御目附役元メ兼役同四月新

宮勤被仰付同十五於江戸表三拾石御増元文四未年御

用聞格勤右是迄之通同五年御用聞本役五拾石御増大

御目附役御免元メ兼役御役料其俣被下寛保二年御年

寄役百石御増都合三百石被下宝曆四年戌十二月病死

仕候

与惣兵衛盈從

一 五代 延享二丑年被召出頭役格拾人扶持被下御勝手へ相詰

御用向諸事見習被仰付同四卯年御普請奉行見習寛延

三年本役被仰付御役料被下宝曆四戌年町郡奉行新

知百石被下御役料其俣同五亥二月家督式百石被下同

八寅十二月若山御用聞役被仰付諸事御用向御年寄共
続候様被仰

(廿七)

付同九二月五拾石御増同十二江戸表被為召御年寄役

被仰付五拾石御増都合三百石被下其後新宮へ引越被

仰付安永九年依願御役御免隠居料百石被下燕友与改天

明五年十月七日病死仕候

一 六代

与惣兵衛則房

初惣兵衛安永三年四月新宮へ被召出頭役格拾人扶持

御番入被仰付同七戌閏七月御普請奉行見習被仰付同

九八月親隠居奉願家督式百石被下天明元丑十二月本

役被仰付同三卯三月町郡奉行被仰付同七年十二月大

御目附被仰付寛政元酉四月御用聞上席御役料式拾石

被下同閏六月御年寄並被仰付三拾石御増同三亥七月

永三月番持切候ニ付御年寄見習被仰付式百五拾石高ニ

被成下同五正月被為召同九月新宮へ御登せ同六三月罷

下同七正月於同所御年寄本役五拾石御増同六月江戸

表出立道中ニ而病死仕候

一 七代

又八則政後惣兵衛与改

初友之助寛政七卯八月幼少ニ付三拾人扶持被下同十年
午三月式百石ニ御直頭役格御番入被仰付文化六巳二月
御普請奉行被仰付

九辰正月病死仕候

太郎右衛門正明

榎本氏

一元祖 榎本太郎右衛門

新宮地侍ニ而大坂御陣並和州吉野郡北山之者共一揆之
節働も有之ニ付浅野右近太夫殿迄之御感状写等所持仕
候其

(二十八)

一段被為聞召寛永元年百五拾石ニ被召出同十一年九月五
拾石御加増慶安元年依願隠居同二丑年病死仕候

二代 太郎右衛門忠次

三拾石被下同八申年六月病死仕候

初新左衛門慶安元子年家督百石被下寛文十二子三月

一 五代

定助正耀後改
太郎右衛門

武具奉行被仰付延宝二寅年御納戸奉行被仰付天和二
戌八月御普請奉行被仰付元禄二巳九月御免同七戌八
月依願隠居宝永六丑年病死仕候

初新左衛門安永七年戌七月江戸表御近習被召出天明
元丑四月於同所家督百式拾石被仰付同四辰四月拾石
御増

三代 太郎右衛門忠常

(廿九)

初岡之助元禄七戌八月家督百石被下御番被仰付享保

同六年七月奥頭役見習廿石御加増江戸引越被仰付候

処其後御免同九酉三月町郡奉行御役料三拾石被下同
年六月新宮へ御登^七寛政九巳十二月御用人見習御役料
御加増ニ被成下同十二五月於江戸表格祿其俣大御目附
被仰付元メ兼役御役料被下文化元子年八月御用人本
役御年寄同様月番加判式百石高ニ被成下

深田氏

深田彈藏勝並

(三十一)

一元祖

(頭注)「宝永四年ノ燈楼⁽⁴⁾ニ深田段藏仲通トアリ」

智徳院様御代御小姓被召出拾五人扶持被下万治三年
百石ニ御直シ寛文三年百石御増段々御取立延宝元年百
石御増御年寄役被仰付候前御内ニ懐胎之女中被下男子
出生九歳ニ罷成候節延宝八申十月三十八歳ニ而病死仕
候

一 二代

彈藏古仲

初森之助延宝八申年九歳ニ而家督無相違三百石被下正
徳五年十月新宮引越御用聞被仰付享保三戌七月御簾
奉行被仰付同九辰四月御年寄役被仰付同十八丑六月
御役被成御免隠居之節百石被下寛保二四月病死仕候

一 三代

木工仲奮

初森之助善右衛門百石被下大御目附相勤候処家督式
百石被下元文三年正月御鑓奉行被仰付明和元申年三
月隠居五拾石被下三樂与改安永二巳六月病死仕候

一 四代

彈藏仲恒

初幸兵衛左内実永野源太夫弟ニ而寛保元江戸御中小姓
被

召出其後御近習相勤候内木工響養子ニ罷成宝曆三年奥
頭役八人扶持ニ御直御役料等被下同四年新宮ニ御登^七
御番入被仰付同九年御船奉^(行祝)式人扶持御増同十一年御
普請奉行三人扶持御役料被下明和元年家督百五拾石
被下同四年町郡奉行御役料三拾石被下寺社^{をも}取次同
五年大御目附元メ兼職御役料五人扶持安永七閏七月
病氣依願御役御免御番被仰付同八月若山御用聞見
習諸事御用向取扱被仰付天明元年於同所式拾石御増
都合百七拾石同八月於同所病死仕候

一 五代

彈藏勝旨

初段之進安永三年四月於江戸表御中小姓被召出翌五

月御近習御役料等被下天明月九月家督百貳拾石御給人新宮勤被仰付候処御人少ニ付翌六月新宮へ罷登リ御番入被仰付同六月閏十月御普請奉行被仰付同七月未年十一月町郡奉行寺社をも取次候様御役料三拾石被下寛政二年御役御免貳拾石被召上文化四卯五月元ノ役被仰付同五辰五月大御目附元ノ兼役被仰付同十一月御用人御年寄同様月番判形相勤候様五拾石御増御役料貳拾石被下

由比氏

一 元祖

由比甚平正宣

御与力二代目由比甚太郎正次末子ニ而寛文五巳年御小姓被召出元服後御中小姓被仰付延宝二寅年百石ニ御直御徒士頭被仰付同八年新宮大御目附役五拾石御増元祿

(三十一)

三年若山引越被仰付同十四年同所者頭被仰付五拾石御増同十六年同所御用聞被仰付宝永五年被為召若山御年寄役百石御増享保元年新宮引越同十一年再応御

役願候処会所出勤御免在宅御用違候様同十二年依願隠居被仰付百石被下巴退与改同十七辰年五月病死仕候

一 二代

甚平正晴

初甚五郎享保七年頭役格拾人扶持被召出御番被仰付同十一年被為召御側勤被仰付百石ニ御直同十二年大御目附詰所へ相詰見習御側へも出候様被仰付同年家督三百石被下同十三年新宮御者頭役罷登元文三年若山引越延享二年同所御用聞被仰付宝曆七年新宮御年寄役被仰付翌年引越明和元年御城代被仰付同九年依願隠居七拾石被下

一 三代

甚平正明

実竹内外右衛門二男ニ而宝曆十辰十二月江戸御供小供被召出後御中小姓被仰付同十三年養子罷成頭役御広間三番拾人扶持後御使者番明和元年親依願新宮御番被仰付同二酉二月江戸へ罷登明和六丑五月御普請奉行同八三月町郡奉行新知百石ニ御直御役料等被下同九辰五月家督貳百石被下安永五年被為召翌二月同所御用聞見習同七正月御年寄役百石御増新宮へ御登与天明四辰三月御役被召放逼塞被仰付同十月高百石被下頭

役格御番被仰付寛政元四月町郡奉行被仰付御役料被
下同三亥二月被為召御用聞五拾石御増三拾石御役料
其俣被下同年四月

(三十二)

御年寄同様月番判形相勤候様式百石_二被成下同四十一
月御年寄見習五拾石御増同六五月三拾石御増被下新
宮へ御登_七同八辰十一月三百石_二被成下文化二丑十一
月依願隱居百石被下一睡_与改

一 四代

德太郎正致

天明三卯四月頭役格御近習拾人扶持被召出江戸表へ
罷下候処同四辰年親甚平へ被仰出之儀_二付新宮へ御登
_七格式等其俣御番被仰付寛政六正月御普請奉行被仰付
同七卯十二月町郡奉行百石_二御直御役料三拾石被下文
化二丑十一月家督式百石被下同月御用人格大御目附
元_メ兼役被仰付同四二月於若山表御用人本役御年寄
同様月番判形可相勤旨御役料式拾石被下同五辰八月
於同所病死仕候

一 五代

牛藏正(牛)

文化五辰年家督百五拾石被下御給人上席南曲輪御番

被仰付候

河村氏

一 元祖

河村伊左衛門正勝

父同伊左衛門正頼大坂籠城七手組番頭野々村伊予守
雅春組子相勤式百七拾石給落城之節戦死仕其子伊左
衛門初兵助_と申十九歳_二而御家へ被召抱寛永二丑年新
知百石被下同十一年五拾石同十四年五拾石御増承応
元年五拾石万治元年五拾石御増都合三百石若山御家
老被仰付延宝七

(三十三)

未五月病死仕候

一 二代

伊左衛門正信

初伝右衛門延宝七未年家督式百石元禄七御徒士頭其
後御者頭被仰付元禄十二卯年十一月病死仕候

一 三代

伊左衛門当保

初勝之助元禄十三年辰三月家督百五拾石被下同
十四八月新宮へ引越宝永六丑十一月武具奉行被仰付
享保七年当分御者頭役被仰付同八二月本役元文五申

十一月依願御免寛保二戌年隱居六拾石被下空外之改延
享四卯年五月五日病死仕候

一 四代

伊左衛門政丈

初松之助伊太夫実宮川太郎太夫四男空外翫養子ニ相成
寛保二四月家督九拾石御給人御番被仰付延享四卯年
武具奉行被仰付寛延三年七月御船奉行其後御役料被

下宝曆七五月御普請奉行被仰付御役料被下同九二月

百石高若山大御目附元メ兼役御役料等被下同五月新

宮出立同十二年十一月三拾石御增明和元申二月御者

頭式拾石御增同七年依願御免同七月隱居三拾石被下

名伍隱^与改後天明三卯年式人扶持寛政九巳十二月廿四

日病死仕候

松下氏

一 元祖

松下市右衛門此信

本広院様御代無足^分御取立寛永十四年新知百石被下

慶安三年五拾石御増承応二年五拾石御増大御目附役

被仰付其後御者頭役被仰付寛文六午正月江戸御家老

被仰付

百石御加増翌未年三月病死仕候

一 二代

市右衛門具信

初市三郎寛文七年家督式百石被下幼少ニ付成長仕若山
御広間御番被仰付貞享四年病氣依願隱居元禄六酉三
月病死仕候

一 三代

市之助

初市三郎幼少ニ付七人扶持被下候処元禄二十十一月病
死仕候

一 四代

市右衛門信興

初小市郎兄病死ニ付十一歳ニ而跡目五人扶持被下元禄

十四九月若山^分新宮へ着同十六七月御番入被仰付宝

永四亥八月知行五拾石式人扶持ニ御直御番相勤候処寛

保三亥六月隱居三人扶持被下松休之改宝曆八寅五月病

死仕候

一 五代

文左衛門信清

初重藏寛保三亥年拾式石式人扶持ニ而御番被仰付宝曆
十一六月御中小姓之番被仰付明和三年御給人御番被
仰付同七寅十月病死仕候

一六代

市右衛門信孟

初小市郎明和七寅十二月幼少^ニ付三人扶持被下安永八
亥二月拾石式人扶持御給人御番被仰付天明八申三月
武具奉行被仰付

初丈右衛門実筒井保水四男躰養子^ニ奉願元禄九歲呼取

同十四年江戸御中小姓^ニ被召出候処同十六年親病死仕
家督百石被下宝永二九月御普請奉行被仰付享保十巳
十二月隱居四拾石被下一遊^与改

一四代

八郎大夫勝閑

多田氏

多田助之丞信忠

(卅五)

初六右衛門摂州之内浪人仕御家へ被召抱其後寛永之
初比百石被下同十一年九月五拾石御加増大御目附迄
相勤寛永式十年未正月病死仕候

初源十郎享保元年江戸御中小姓^ニ被召出其後御近習被
仰付同十年親依病新宮へ御登^七家督六拾石御番被仰付
享保二十卯五月御船奉行被仰付寛保二戌六月病死仕
候

一五代

助之丞勝正

一二代

助之丞忠清

初左吉寛永二十年五歳^ニて家督百五拾石無相違被下御
小姓^ニ被召出其後元服被仰付知徳院様へ御附其後若山
勤被仰付寛文六年新宮へ引越被仰付延宝二五月武具
奉行被仰付同五年御普請奉行被仰付同八申十月被成

寛保二戌年二歳^ニ而跡目五人扶持被下宝曆七年三人扶
持御増御番入被仰付同十三年式人扶持御増明和四年
御横目役被仰付同六年三人扶持御増安永二年^ノ役
八拾石

(三十六)

御免元禄二巳九月再御普請奉行被仰付同十六年未五
月病死仕候

一三代

助之丞長歳

^ニ御直御役料三人扶持被下同四年江戸勤番同五年詰越
御役料式人扶持御増安永六酉三月勤番御免式拾石御
増御役料五人扶持被下同年十月大御目附元^ノ兼役被
仰付安永八亥十月御用聞格式拾石御増同九月十月本役

式百石高御年寄同様相勤候様天明式六月御役並三拾石御増同六年八月別五拾石御増同九年正月不調法之

(三十七)

付寛文元年五拾石御増頭役被仰付同三年五拾石御増

品ニ付者頭被仰付百三拾石高ニ被成下寛政五正月御用

同十一年御年寄役被仰付延宝元年百石御増天和元年

聞四拾石相増御年寄同様月番判形再勤廿石御役料被

百石御増都合四百五拾石被下元禄十二年病氣依願隠

下同五丑九月御役御免頭役順席八拾五石高ニ被成下同

居式百石被下名素灰与改宝永二酉年病死仕候

十一月御給人拾式人扶持被下同八辰年三月病死仕候

一 二代 源之進祖兄

一 六代

与惣助勝久

初元次郎元禄十二年卯三月家督式百五拾石被下同

寛政八辰六月跡目拾人扶持被下御広間三番御中小姓

十三年御徒士頭翌年御者頭被仰付正徳三年御用聞被

順席ニ被仰付同十一月御給人御番被仰付同十二申五

仰付候処不調法之儀ニ付享保十年巳新宮へ為御登知行

月病死仕候

不残悴御扶持共被召上高田村へ蟄居被仰付五人扶持

一 七代

貫之進勝利

被下同十八丑年御法事ニ付蟄居御免新宮仕居五人扶持

実中川仲三男寛政十二申七月養父家督八人扶持被下

被下其節美心齋与改宝曆四戌年病死仕候

御中小姓順席御広間三番被仰付文化三七月御給人御

一 三代 源之進

番被仰付

初造酒享保十八年拾人扶持被下御番被召出寛保二戌

鳥居氏

一 元祖

鳥居源之進忠知

年病死仕候ニ付弟勇藏養子ニ同年家督八人扶持被下御

初小源太本広院様御代知徳院様御小姓ニ被召出万治元

番被仰付候処宝曆元年御用ニ付江戸表へ罷下候処於同

年新知百石被下同二年五拾石御増元服仕御近習被仰

所出奔仕其後美心齋病死之節妻娘へ三人扶持被下候
処間茂無御座兩人共病死仕候
一 四代 源八知安

初捨三郎実弥田市之右衛門^一男^二而寛政四年源之進名
跡飯田久右衛門依願御徒士^三被召出御天守番被仰付同
七年平御勘定方被仰付文化二丑四月御徒士目附被仰
付御加増被下

勢田氏

一
元祖

勢田彈右衛門吉当

(三十八)

御簾本永田弥左衛門殿御家出知徳院様御部屋住之内
被召出明暦元御部屋付御知行被為進候節石之内^二而百
石被下万治元年五拾石御増大御目附役寛文二年五拾
石御増同四年新宮引越被仰付同十二年志摩守様へ御
附家老被仰付御同所様^も五拾石御増延宝三年新宮御
家老百石御増都合三百石被下元禄元年辰八月病死仕
候

一
二代

彈右衛門義玄

初的助と申彈右衛門甥^二而永田弥左衛門殿^三相動候処養
子^三相成家督無相違三百石被下御番入元禄二年彈右衛
門与改同五申七月者頭被仰付宝永三戌八月病死仕候

一
三代

彈右衛門義辰

宝永三年成幼少^二付家督拾五人扶持養介へ五人扶持被
下享保十四酉正月江戸表へ被為召同五月御徒士頭百
石^三御直御役料三人扶持被下同十七正月御供小姓頭同
十九母依願新宮勤御番入被仰付元文元年町郡奉行被
仰付御役料三拾石被下寛延三年七月大御目附役三拾
石御増宝曆六子六月者頭役式拾石御増都合百五拾石
被下明和四亥四月依願御免御番入同七年隱居鬻鬮与改
五拾石被下安永三九月病死仕候

一
四代

彈右衛門義根

宝曆九卯年江戸御中小姓^三被召出同十一巳二月御近習
同十三未十二月御側頭役見習八人扶持^三御直明和二年
新宮勤御番入同七年六月家督百石被下安永六西七月
町郡奉行御役料三拾石被下天明七未十月病死仕候

(三十九)

一
五代

貫三郎義知

実矢田八左衛門三男彈右衛門養子^三相成天明六年九
月江戸御中小姓被召出同七年新宮勤被仰付同八申二
月罷登家督七拾石御番入寛政六八月武具奉行同七卯

十二月御普請奉行享和元酉正月町郡奉行三拾石御增御役料三拾石被下文化四卯四月江戸表^二被召於同所同五月御用聞見習三拾石御増同七月本役御年寄同様月番判形相勤五拾石御増是迄之御役料式拾石其俣被下同五十一月御年寄並三拾石御増御役料其俣被下

中川氏

一 元祖

中川半平利之

初代權兵衛末子御小姓被召出万治元年百石其後御徒士頭延宝二年新宮大目附五拾石同七年十二月志摩守様御家老被仰付御同所様分五拾石被下元禄十三辰年迄相勤御手切之節新宮へ罷越五拾石御増都合式百石被下御者頭被仰付同十四年五月依願隱居五拾石被下同十六十一月病死仕候

一 二代

只右衛門利辰

元禄十三辰六月江戸御中小姓被召出同十四五月家督百五拾石被下新宮大御目附被仰付罷越正徳元卯年御入部之節五拾石御増享保元八月元×兼役被仰付同三戌年兩役御免御番被仰付同十年巳十一月江戸者頭被

仰付同十一年正月御留守居兼御用部屋へ相詰候様同年四月新宮

(四十七)

御用聞役御年寄席へ詰申談候様罷登同十八九月御年寄役被仰付百石御加増都合三百石被下延享二年二月依願御役御免隱居料百石被下隱山^与改寛延元十二月病死仕候

一 三代

兵右衛門利頭

元文元辰十月於江戸表被召出頭役格拾人扶持御広間御番被仰付同四九月新宮へ為御登御番被仰付同五二月御普請奉行見習被仰付寛保二戌年本役延享二丑二月家督式百石被下寛延三年七月町郡奉行被仰付宝曆四二月大御目附元×兼役被仰付同八寅八月御用聞御年寄席^{江詰}申談候様五拾石御増同年十二月御年寄役被仰付五拾石御増同九年江戸勤番之節御刀御小袖拜領仕明和八年二月五拾石御増都合三百五拾石天明元丑四月依願隱居百石被下義勇^与改

一 四代

仲利安

初半平只右衛門明和四亥二月於新宮頭役格拾人扶持

御番被仰付同六丑五月御普請奉行被仰付安永二巳二月町郡奉行高百石ニ御直御役料三拾石被下同八亥年江戸表へ被為召御用聞見習御役料御加増ニ御直同九子十一月御用聞本役式拾石御増都合百五拾石天明元丑四月家督式百五拾石被下同六月御年寄見習同三年正月本役五拾石御増都合三百石被下同四年辰十月不調法之儀ニ付御役御免百石被召上御者頭被仰付寛政二年依願御免三拾石被召上頭役順席御番被仰付同八十二月再御者頭被仰付同十一年正月御鑓奉行御旗奉行兼役被仰付文化元子年

(四十二)

七月依願三役御免

一 五代

半平利邦

初右門寛政三亥三月江戸御中小姓ニ被召出同七月御近習被仰付御役若殿様御近習御右供被仰付候

稲川氏

一 元祖

稲川新兵衛正勝

江戸町奉行組同心之内手首尾御座候ニ付万治式年頃式

百石被召抱延宝元年五拾石御増大御目附総奉行者頭格迄相勤元禄十一年隱居五拾石被下候

(頭注)「寛延三年ニ稲川新兵衛官右衛門アリ」

一 二代

新右衛門伊忠

滝川越前守殿御家中ニ養父様智養子仕家督式百石被下候

石畑氏

一 元祖

石畑弥惣兵衛正俊

初楠彦兵衛与申知徳院様御部屋住之御中小姓ニ被召出段々御取立寛文六年百石ニ御直シ貞享元年五拾石御増御者頭迄相勤宝永⁽⁴²⁾年隱居受得与改

一 二代

弥惣兵衛正⁽⁴²⁾

御中小姓ニ被召出親隱居之節家督百五拾石無相違被下候

古川氏

一 元祖

古川吉右衛門明⁽⁴²⁾

(四十二)

本広院様御代御足輕分御徒士目附迄相勤候

一 二代

佐喜右衛門明高

御勤定人分御取立元禄四年五拾石ニ御直シ組頭被仰付
同七年三拾石御増御勤定頭被仰付享保二正月迄相勤
候

一 三代

勇右衛門明憲

内山氏

一 元祖

内山与五右衛門宗利

知徳院様御代御徒士分段々御取立元禄五年冬御横目
役被仰付同十二年正月新知百石ニ被成下同十四年御徒
士頭被仰付其後元メ役被仰付御役料等被下宝永二八
月御供小姓頭被仰付同三年戌二月七日病死仕候

一 二代

与五右衛門長行

初与平次実渡辺権太夫二男養父存生之内御小姓被召
出親病死後家督五拾石御給人被仰付其後若山勤被仰
付正徳五未年若山へ引越享保七寅年十二月十六日病
死仕候

一 三代

与五右衛門長賢

初源之助与平次享保八卯年家督拾式石式人扶持御給

人被仰付其後拾人扶持ニ御直シ其後八拾石御徒士頭被
仰付御役料被下其後老年眼病依願御役免隠居仕名
秋隠与相改明和九年辰七月廿八日病死仕候

一 四代

七兵衛長基

初辰之進与五兵衛明和七寅年家督六拾石御給人被仰
付隠居被秋隠江式拾石被下安永九五月大御目附元メ兼
帯被

(四十三)

仰付式拾石御加増御役料等被下天明五三月廿石御加
増同八年二月元メ一役御用人格ニ被成下御役料御増同
年四月宮川造酒新宮へ被遣候ニ付跡御用聞取扱候様裏
判も仕候様寛政二三拾石御増御用人見習元メ役御免同
五丑七月御用人本役百五拾石高ニ被仰付御役料式拾石
被下同七正月三拾石御増御同年六月元メ帯兼被仰付
御役料被下同九年元メ兼帯御免同十一年御役料御加
増ニ被成下式百石高ニ被仰付文化元年御年寄役同様月
番印形仕候様御役料式拾石被下同二丑正月七日病死
仕候

一 五代

与五兵衛長属

初与平次寛政四年十一月御近習ニ被召出拾両三人扶持
被下文化二丑三月家督百五拾石御給人被仰付同七年
十二月頭役御取次被仰付

渡辺氏

一 元祖

渡辺権太夫

本国駿州祖父渡辺常陸今川家仕駿州岩淵領ニ四男佐左
衛門京極若狭守殿仕千石給大坂御陣ニ罷出候由其子権
太夫武功有之旨被為聞召全龍院様江被召抱元和比ハ式
百石寛永二丑年百石御加増同十年酉十月病死仕候

一 二代

権太夫宗(子)

初茂右衛門被召出寛永十一年家督百五拾石承応元年
五拾石御加増明暦比大御目附役万治比者頭役同三丑
五月病死仕候

(四十四)

一 三代

権太夫俊(子)

初大助万治三年家督式百石延宝五年巳八月御普請奉
行天和二戌八月者頭貞享五辰二月病死仕候

一 四代

木工右衛門俊清

初勘左衛門権太夫共元禄元辰年幼少ニ付跡目拾人扶
持養介片付候迄別ニ三人扶持被下成人後御近習宝永
四亥年百石ニ御直シ同六丑十一月武具奉行正徳二辰十
月御船奉行享保三五月町郡奉行見習同五二月本役同
十二五拾石御加増同十六七月隠居五人扶持被下

一 五代

権太夫

初左平太享保十五戌年江戸御供小姓被召出後御中小
姓同十六年家督百石御番入元文元辰九月病死仕候

一 六代

権太夫貴(子)

初源蔵元文元辰年兄養子ニ相成家督六拾石二人扶持御
番入寛保二戌九月武具奉行宝暦七五月御船奉行同九
卯二月御普請奉行同十辰十一月式拾石御加増町郡奉
行同十三年四月依願御免天明六年三月隠居三人扶持
被下一同与改寛政九年正月病死仕候

一 七代

長次長(子) 後権太夫

天明元丑年祖父権太夫養子ニ成同十六年三月家督六拾
石御番入寛政六十二月武具奉行文化二四月御船奉行
御役料被下

加藤氏

(四十五)

一 元祖

加藤孫左衛門吉次

加藤左馬介殿家出同武手之助甥^ニ而御座候遠州浜松城主松平左馬介殿逝去之節浪人仕中泉と申処罷在公儀御代官手代ニ罷出候処全龍院様江被召出百石被下寛永十一年式拾石御加増新宮^ニ而御勘定頭迄相勤明曆三酉九月六日病死仕候

一 二代

九郎左衛門吉^(三)

明曆三年家督百石御勘定頭役被仰付翌万治元戌十月二日病死仕候

一 三代

孫左衛門吉里

幼年ニ付拾人扶持被下寛永十年百石被下貞享四卯七月御納戸奉行被仰付元禄七戌十月御免被成宝永四亥九月御船奉行被仰付正徳二辰十二月依願隱居式拾石被下笑入与改享保三戌十二月廿八日病死仕候

一 四代

孫左衛門吉行

初孫平次正徳二辰十二月家督八拾石被下享保五子

十一月御船奉行式拾石御加増同十五三月御普請奉行同二十卯五月御番被仰付元文三年十二月依願隱居笑計与改同四未九月四日病死仕候

一 五代

孫左衛門義傾

初司馬享保十三申三月御中小姓被召出後御近習元文三年新宮勤家督八拾石被下同四年二月新宮御番入同五年江戶引越奥頭役被仰付候処延享二丑十一月廿一日於同処病死仕候

(四十六)

一 六代

孫左衛門盛嘉

実長崎地士沢田半右衛門悻半之助与申二代九郎左衛門血脈ニ付跡目願濟延享三四月幼年ニ付三人扶持被下其後七人扶持ニ御直シ御番被仰付宝曆八寅七月拾人扶持江戸表へ罷下御番被仰付追而御横目被仰付候処明和元申年依願新宮勤御番相勤候処安永九子九月武具奉行被仰付寛政元酉正月御船奉行御役料三人扶持被下同三亥十二月御普請奉行兼役式人扶持御加増同六年十一月廿八日病死仕候

一 七代

助六^(三)嘉^(三)後孫左衛門

跡目拾人扶持御給人御番被仰付

福田氏

一 元祖

福田宇左衛門

延宝五巳年被召出高百五拾石御徒士頭相勤貞享二丑年五拾石御増元禄三年^⑤月病死仕候

一 二代

市之右衛門

初進八^与申御小姓被召出貞享二年新知五拾石御直^シ御側相勤元禄三年家督無相違被下正徳二年隱居百石被下残石^与改享保十八年分知差上夷子逸八^八拾人扶持被下残石^八式人扶持被下同年病死仕候

一 三代

多仲遠礮

美飯田久右衛門三男被召出相勤候内市之右衛門養子^二罷成正徳二年家督百石被下享保八卯年御徒士頭被仰付

(四十七)

御役料三人扶持被下同十一年若山^へ引越御徒士頭

相勤同十八年二人扶持被下御者頭役被仰付元文二年

新宮者頭被仰付翌年引越寛延三年五拾石御増五人扶

持者上ル宝曆五亥年御役御免隱居五拾石被下隱石^与改

明和三戌正月病死仕候

一 四代

市之右衛門遠豊

宝曆五亥年家督百石被下御番人安永九子十月御船奉行被仰付御役料三人扶持被下天明三年卯三月御普請奉行被仰付御役料其俣被下寛政元酉三月御船奉行兼役同二年十一月式拾石御加増同五丑十一月依願御免同六十二月隱居四拾石被下賀栄^与改享和二亥十二月病死仕候

一 五代

庄助遠^(三)

寛政元酉十二月江戸御中小姓被召出同四子八月御近習御加増被下同六八月病氣依願御中小姓被仰付新宮南曲輪三番被仰付同年十二月家督八拾石被下御給人御番人被仰付

野村氏

一 元祖

野村作之右衛門正^(三)

本國志州鳥羽城主九鬼長門守殿家中野村藤六子^二而本広院様御代被召抱知行百石被下御船奉行被仰付寛文

四年辰八月病死仕候

一 二代 作之右衛門正次

初平兵衛寛文五年家督五拾石被下同八申七月五拾石御増

(四十八)

御船奉行役被仰付元禄十四巳年不調法之儀ニ付御役御

免御番被仰付寛永四亥年依願養子治左衛門ニ家督五拾石被下名常拜与改正徳ニ辰年病死仕候

治左衛門小田部甚之丞二男正徳元卯年不調法之

儀ニ付永之御暇被下候

一 三代 為右衛門正房

実遊木勘之右衛門二男ニ而被召出江戸表相勤御中小姓

迄相勤宝永三年新宮へ為御登御天守番相勤罷在候処

享保三年養父常拜後家名跡依願御広間三番被仰付同

十一年御給人格十老人扶持ニ御直シ御番武具預被仰付

元文元年七拾石ニ御直シ同三年依願隱居式人扶持被下

寛保二戌十二月三日病死仕候

一 四代 九之丞正勝

実遊木文次右衛門三男ニ而享保四年為右衛門養子ニ罷

成同十六年江戸御中小姓被召出同十九年病氣依願御

暇被下候処元文三年家督拾石式人扶持御番被仰付

同四三月武具奉行被仰付宝曆十二年依願隱居式人扶

持被下明和八卯五月病死仕候処美子作之右衛門宝曆

十二年家督被仰付御中小姓御広間三番被召出候処明

和七年親依願永之御暇被下候

一 五代 作之右衛門盈就

明和五子年五味只助与申江戸御足輕被召抱相勤候処同

八卯年養父依願聳養子ニ罷成御徒士格御天守番新宮へ

為御登安永三年御納戸役被仰付天明四辰二月御徒士

目附

(四十九)

御加増被下同六年午潤十月御代官御役料被下其後支

配替被仰付寛政三年御中小姓格御加増被下其後兩度

支配替被仰付享和二戌六月ニ帰御番所定詰被仰付御中

小姓順席御加増御役料被下文化二十二月依願御免御

広間三番被仰付同七年四月依願隱居式人扶持被下

惣領米蔵寛政四月江戸御徒士ニ被召出御勘定人

相勤候処

一 五代(マゴ)

半兵衛正鄰

初悦之助文化七年午四月御天守番御徒士順席被召出

衣笠氏

一 元祖

衣笠佐次右衛門幸則

鉄炮指南申立寛文六十二年拾人扶持被召抱同年九月

百石ニ御直シ町郡奉行被仰付元禄四七月病死仕候

一 二代

弁右衛門定賢

初小源太兵藏御小姓被召出元禄四年家督五拾石同九年五拾石御増宝永年中若山御徒士頭被仰付

柳瀬氏

一 元祖

柳瀬庄左衛門正倫

初惣六与申石畑弥惣兵衛末子ニ而元禄十二卯年御小僧

ニ被召出其節柳瀬与名乘其後御中小姓御膳奉行被仰

付享保元申年御近習同十一年御横目役新知五拾石同

十二月新宮御普請奉行式拾石御増御役料三人扶

持被下同十

三正月新宮へ為御登同十六亥四月町郡奉行同十九年

六月六拾石御増元文五申二月大御目附三拾石御増寛

保元五月御者頭被仰付宝曆八寅五月式拾石御増都合

百五拾石同九卯年依願御役御免御番被仰付同十辰二

月依願隠居

一 二代

源五右衛門正武

宝曆四戌二月江戸御中小姓被召出同五亥年四月御近

習被仰付同十辰年家督百五拾石被下御番被仰付明和

二酉年正月御船奉行被仰付同四亥八月御普請奉行同

六丑五月町郡奉行御役料三拾石被下安永七八月大御

目附元メ兼役同九子年十月江戸表江引越被仰付

矢野氏

一 元祖

矢野定右衛門兼通

知徳院様御代御小姓被召抱段々御取立延宝二春百石ニ

御直シ同四年百石御増同五年五拾石御増元禄五年五拾

石御増御用聞元メ兼役御役料拾人扶持被下元禄十四

頃病死仕候

一 二代

定右衛門

(五十)

初代市太郎幼年ニ候得共家督三百石被下

大西氏

一 元祖 大西五右衛門勝正

知徳院様御代御小姓被召出段々御取立元禄十三年頃
五拾石式人扶持被下

(五十一)

山内氏

一 元祖 山内宗助頼重

元禄十七年御徒士被召抱宝永二酉年御徒士目附被仰
付其後御横目役相勤享保十巳年新知五拾石式人扶持
御役料三人扶持新宮元ノ役被仰付同十二年五拾石御
増大御目附元ノ兼役同十四五拾石御増御役料其俣被
下妻江茂壹人扶持同年妻子共引越元文元辰八月若山勤
於同所病死仕候

一 二代 織右衛門重武

実松平豊後守殿御家中山内源右衛門二男ニ而文蔵与申
賀養子ニ罷成享保十五戌年江戸御中小姓被召出後御近

習追而御横目役元文元年辰家督百石被下同五申二月町

郡奉行御役料三拾石被下寛保二戌年元ノ役格式是迄
之通寛永三年再町郡奉行帰役被仰付宝曆六丑五月大

御目附元ノ兼役御役料三拾石御加増被成下元ノ役料
五人扶持被下同十三未年十月者頭役式拾石御加増都
合百五拾石明和八年依願御免御番入同年隠居五拾石
被下古夢与改安永四年十二月病死仕候

一 三代 啓蔵義武

宝曆十三未年江戸御中小姓被召出明和元申年御近習
壹人扶持御増御役料同四年親老年ニ付新宮勤御給人御
番入同八卯年家督百石被下天明三年御船奉行被仰付
御役料三人扶持同七未八月病死仕候

(五十二)

一 四代 余助

天明七未十月拾人扶持習十月御番入被仰付寛政元酉
十二月家督七拾石被下文化二巳四月武具奉行被仰付

鳥山氏

一 元祖 鳥山磯右衛門栄(三)

知徳院様へ御扶持方ニ被召抱宝永元年百石ニ御直シ元

メ役迄相勤同二年比病死仕候

(五十三)

一 二代

磯右衛門栄次

初宇平次御小姓被召出家督五拾石式人扶持被下

仕候

一 二代

新五兵衛勝旨

瀧川氏

一 元祖

瀧川新五兵衛通胤

本国肥前祖父太郎右衛門儀者松浦肥前守殿家老瀧川

弥市右衛門二男ニ而若州小浜城主酒井修理大夫殿へ仕

百五拾石給其子次郎兵衛家督百石ニ拾人扶持給国元立

退江戸表ニ居住仕其子新五兵衛ニ而幼年之内父母病死

ニ付母方祖父折井一匁養育受候処御家中吉岡七郎兵

衛養子ニ相成御近習ニ被召出其後家督式百石被下若山

へ引越其後新宮へ引越御番被仰付其後御普請奉行被

仰付相勤候処養父故柳故有^(郷)而立退恐入差控罷在候処

享保十二未十月新規ニ拾五人扶持被下本苗瀧川与改同

十五二月御船奉行同二十年五月再御普請奉行新知百

石被下延享八八月元メ役御役料五人扶持格式其俣寛

延三年七月町郡奉行御役料三拾

石被下宝曆九年十一月病氣依願御免御番入格式其俣

同十年七月隠居三拾石被下正栄与改明和二酉六月病死

仕候

一 二代

新五兵衛勝旨

宝曆七巳六月江戸御中小姓ニ被召出同十年辰七月家督

高七拾石御番被仰付明和八年三月御普請奉行見習安

永二巳二月本役御役料三人扶持同七戌閏七月町郡奉

行御役料三拾石被下其上三拾石御加増天明三年卯七

月病死仕候

一 三代

儀平勝房^{後新五兵衛}

天明三卯年九月幼年ニ付家督拾人扶持被下同七八月御

番被仰付同九子正月七拾石ニ御直シ寛政七卯十二月武

具奉行同十一正月御船奉行享和元三月御普請奉行被

仰付文化二四月町郡奉行被仰付御役料三拾石被下文

化六巳二月大御目附者頭兼帯是迄之御役料三拾石御

加増ニ被成下都合百石

橋本氏

一 元祖

橋本權左衛門吉通

本国於越前朋友討果江戸表へ罷出其節久村角兵衛与申元禄初比御中小姓ニ被召出相勤候処敵纂(重)参候由ニ而御暇奉願候処新知五拾石被下御流儀御伝被下姓名橋本權左衛門与改候様被仰付新宮御下屋敷住居御番入被仰付宝永六巳六月御普請奉行御役扶持被下正徳五未五月病死仕候

一 二代

權左衛門利行

(五十四)

正徳五未年幼少ニ付家督五人扶持成人後御番入享保年中三人扶持御加増明和四亥五月隱居式人扶持被下素雀与改天明三卯十月病死仕候

一 三代

權藏記行

実高橋又右衛門二男親養子ニ奉願宝曆十一巳年江戸御供小姓ニ被召出御近習御右供をも相勤御役料被下相勤候処親隱居奉願候節新宮勤家督拾石式人扶持御番入天明三卯六月御横目役彦人扶持御増同七年九月病死仕候

一 四代

權左衛門利安

実深田段蔵弟親養子ニ罷成天明七十一月御中小姓御広間三番被仰付寛政元年御給人現米八石三人扶持御番入被仰付文化二巳年十二月御横目役被仰付

林氏

一 元祖

林佐吉

備中松山領主水谷出羽守殿浪人ニ而元禄七年御徒士ニ被召抱段々御取立御横目役其後若山勤拾人扶持ニ御直シ御番相勤三人扶持御増又久与改元文五申年迄相勤病死仕候

一 二代

伝市英治

実父御国有田郡地士広瀬六郎太夫二男ニ而親賀養子ニ罷成元文五年跡目拾石三人扶持御番被仰付後新宮勤延享三年御番入明和七寅年病死仕候

一 三代

条助武正

明和六年御中小姓ニ被召出江戸表相勤候処同七年跡目八石三人扶持被下御給人格御番被仰付天明三年式

(五十五)

石御増御給人順席同七年御横目役被仰付寛政四年拾人扶持ニ御直シ同六年御船奉行被仰付御役料等被下同十一年正月御普請奉行新知八拾石ニ御直シ是迄之御役料被下文化六年九月依願御役御免御番被仰付同七年午二月隱居式拾石被下了夢与改

一 四代

糸助

文化七年午二月家督六拾石被下御番被仰付

竹内氏

一 元祖

竹内外右衛門貞隆

六代目同苗忠右衛門弟ニ御座候本徳院様御代若山ニ而
被召出知行百石被下其後新宮勤御番入宝曆六子年隱居三拾石被下無外与改

一 二代

茂兵衛順昌

宝曆六子二月家督七拾石御番入被仰付同九丑九月武具奉行被仰付安永八亥六月江戸表へ被為召元メ見習三拾石御増同十月大御目附兼役御役料三人扶持被下同九子三月不調法之儀ニ付御役御免蟄居被仰付天明六年五月御給人御番入被仰付寛政九二月隱居自休与改享

和三亥八月廿一日病死仕候

一 三代

仲右衛門信(配子) 後文平

実六代目前田与惣兵衛弟ニ而寛政九二月跡目八人扶持御

(五十六)

間(五)三番御中小姓順席文化三年七月御給人被仰付

矢田氏

一 元祖

矢田八左衛門匡陳

四代目矢田市左衛門三男ニ而延享元年御近習被召出並之御扶持被下宝曆三酉年若山御給人八人扶持ニ御直シ同所へ引越同九年新宮へ引越町郡奉行寺社兼被仰付新知八拾石ニ御直シ御役料三拾石被下同十二年高式拾石御増同十三年大御目附元メ兼役三拾石御増御役料五人扶持被下明和四亥年御物頭被仰付式拾石御増都合百五拾石被下安永九年依願御役御免天明元七月隱居三拾石被下來道与改同五巳八月病死仕候

一 二代

八左衛門匡喜

安永六年江戸御中小姓被召出並之御給扶持被下同九

年御左供被仰付御役料被下天明元御近習並之御役料被下同年親隱居奉願候ニ付家督百石御給人勤方は迄之通壹兩年供被仰付同四辰年新宮勤御番被仰付寛政二年寺社町郡奉行御役料三拾石被下同十三年酉正月者頭役被仰付是迄之御役料御加増ニ被成下享和三亥三月式拾石御増文化七年十月病死仕候

一三代

丹藏匡伸後八左衛門

中川氏

一元祖

中川權之進利賢

(五十七)

同苗兵右衛門利辰ニ男元文三年御近習ニ被召出寛保二戌年不調法之儀ニ付御暇被下宝曆四年亡父兄之依願江戸御中小姓被召帰同五年御近習同七年御横目役同八年新宮勤番同十辰年新宮元メ役新知五拾石式人扶持被下同十二年三拾石御加増同十三年町郡奉行役式拾石御加増御役料三拾石被下明和六丑年廿石御増安永二年病身ニ付依願御役御免百石ニ被仰付御番入天明二寅年正月病死仕候

一二代

權之進利越後半太夫

天明二寅年幼少ニ付七人扶持被下同六年依願元服御番入同八申年知行式拾石ニ御直ニ寛政十一未正月武具奉行被仰付文化二丑年十一月町郡奉行役式拾石御増御役料三拾石被下

一元祖

島野藤兵衛正勝

嶋野氏

御国中ノ島社士兒島九郎兵衛同所立退浜中ニ居住其子嶋野藤左衛門新宮へ罷越其子藤兵衛ニ而本広院様知徳院様両御代之内不分明ニ御座候於新宮御足輕ニ被召抱其後小川彦左衛門附書役相勤延宝六午六月御勘定方被仰付元禄六十二月池田元役寛永四九月御天守番被仰付正徳三十一月御番御免式人扶持被下享保元九月病死仕候

一二代

半左衛門勝元

元禄十四年六月於新宮御勘定方被仰付宝永四三月元メ役被仰付同七三月御代官役被仰付正徳元年御徒士格

(五十八)

被仰付享保二正月御勘定肝煎役被仰付同三年四月於
於江戶表御供小姓格同五月於同所御中小姓格同

へ罷出見習候様被仰付同八三月依願御役御免御番被
仰付安永二十一月病氣依願隱居高四拾石被下名古井与
改同四九月病死仕候

十二勤番心附能相勤候間悴段次御供小姓可被仰付旨

四代 半左衛門勝喜

於同所被仰付同十三三月於御前新宮御勘定頭取御役

明和六年五月御中小姓順席御勘定所諸事見習候様被

料等被下御中小姓上座同十四年九月拾人扶持ニ被成

召出安永二年閏三月御横目役被仰付同十一月家督八

下御役料御増同十九六月御勘定頭五人扶持御増元文

拾石天明三年三月御横目役御免御番入被仰付同九月

五十二月新知百石元ノ役被仰付御役料五人扶持被下

病死仕候

寛保二九月病死仕候

(五十九)

一 三代 半左衛門光伴

一 五代 半左衛門

享保十二月段次与申御供小姓被召出同十四五月御中

天明三年幼少ニ付跡目六人扶持被下同八正月七人扶持

小姓同十五十二月御近習同二十年二月要人与改候様寛

ニ被成下御番被仰付寛政元年十二月高五拾石ニ御直シ

保元三月御横目役御加増被下御前江茂相詰候様同九月

文化二年丑十二月武具奉行被仰付

家督七拾石式人扶持被下同三二月御勘定所ニ出御勘定

頭勤方見習候様延享二九月御勘定頭被仰付寛延四年

島野氏

四月御役料三人扶持宝曆七年五月高三拾石御増同八

嶋野伝次辰純

年十月元ノ役御役料五人扶持同十年二月町郡奉行御

役料三拾石被下明和四年八月高式拾石御増同六年五

月年来心得相能候ニ付悴要人御中小姓被召出御勘定所

御国名草郡中ノ嶋住島野孫市与申者藤代へ罷越浪人立

(頭注)「南牟婁郡誌上卷七一九二宝永三年戊三月下市木村役人等ヨ
リ島野勘平宛ノ古文書ヲ載ス」

農業渡世仕其子母方苗字ニ改伊藤忠左衛門子伝次ニ而

一 四代

兵之石衛門辰昌

初与左衛門本広院様御代明曆三年若山へ罷越御切米拾式石式人扶持被召抱新宮へ引越候様被仰付御勘定所相勤追々御加増被下拾八石被成下寛文九酉年新知五拾石組頭役被仰付貞享二丑年五拾石御増都合百石ニ

初伝四郎実渡辺長次弟ニ而養母依願養子名跡寛政元酉年閏六月御徒士格御天守番被召出同年卯三月帆別元役被仰付同九巳十二月御代官御役料等被下同十二年閏四月御供小姓格ニ被成下

而御勘定頭被仰付惣領勘平十一歳分被召出結構被仰付

候処蒙御勘氣候ニ付藤代之親類之者兵之石衛門養子仕

伊藤氏

元禄十一年七月依願隱居五拾石被下其後隱居免之内

一 元祖

杉浦太左衛門直吉

式拾石惣領勘平へ分ケ呼返シ候儀者伝次心次第可仕様

全龍院様元和五年遠州浜松分新宮江御入国之節御供仕

被仰出則被召帰候者只今之勘平家ニ而御座候伝次儀元

引越参リ承応元辰歳為御休被成下万治三子年病死仕候

禄十一戌十一月病死仕候

一 二代

伊藤与市祐直

一 二代

伝次辰次

初兵之石衛門元禄十一年七月家督五拾石被下宝永三

杉浦太左衛門二男ニ而親一所ニ遠州分御供仕罷越候母

年戌二月御船奉行介被仰付同四九月御勘定頭被仰付

方者参州岡崎村郷士伊藤久義与申者ニ付右之由緒を以

享保三戌九月病死仕候

祖父之家名相名乘本広院様御代正保元申年御弓組ニ被

一 三代

兵之助

一 三代

与次太夫祐胤

親病死後出生 人扶持被下候処享保五子九月病死仕

知徳院様御代延宝元丑年若山へ御足輕ニ被召出同四辰

候ニ付母江御助扶持被下候

年新宮勤被仰付享保六丑年迄四十九ヶ年相勤病死仕候

候ニ付母江御助扶持被下候

一 四代

与市宝栄

(頭注)「三輪崎鯨方」

本徳院様御代享保二年酉六月江戸表へ被召出同五年
子四月新宮勤被仰付同十七子年三輪崎浦鯨方詰被仰
付同十八丑四月去冬三輪崎鯨方宜相勤候ニ付御勘定方
被

(六十二)

仰付是迄之御役料金式歩御加増ニ御直シ被成下鯨方相
勤候内者江戸表勤番御免被成候旨被仰出元文元年辰三
月御勘定所肝煎役被仰付金壹兩御加増被下置同三年
午正月御徒士格寛保三年亥正月御供小姓格金壹兩御
加増被下置延享三年寅四月江戸勤番被仰付罷下り候処
新宮表ニ而不幸之儀有之段達御聴悴共不便ニ被為思召
候ニ付御在所へ御差登セ被成下候旨被仰出罷登寛延元
年辰七月江戸勤番被仰付同十二月於同所御中小姓格
金壹兩御加増宝曆四年戌正月金壹兩御増被下置同九
年卯五月鯨方御用出精相勤候ニ付為御褒美御召古上下
被下置同十一年巳六月鯨方数年出精相勤年々御聴用も
有之御満足ニ思召候ニ付御中小姓被仰付同十三年未十
月御勘定頭取役被仰付御中小姓上席御役料銀五枚被

下明和二年酉十月御給人格拾人扶持ニ被成下御役料其
俣被下上ケ地御代官上席へ罷出候様御役料銀拾枚ニ御
増同六年丑五月御勘定頭五人扶持御加増安永二年巳
二月願之通御役御免南曲輪御番人被仰付席合之儀者御
勘定頭末へ罷出候様被仰付同四年未年迄五十九ケ年相
勤病死仕候

一 五代

郡左衛門冷安

初段次与申本立院様御代宝曆五年亥九月江戸表御使徒
士ニ被召出同十二月御勘定方被仰付同七年丑三月御供
小姓同年六月御徒士目附同八寅年定使御徒士目附御
役料被下同九卯年御中小姓格奥御目附役相勤メ内御懇
之御意之上御上下并御役服等被下置同十年辰九月新
宮勤御

(六十二)

(頭注)「三輪崎鯨方」

徒士格ニ而御天守番明和元年申年鯨方頭取同三戌年御供
小姓金壹兩御加増同四亥年御勘定組頭役勤方之儀者是
迄之通御天守番可相勤旨鯨方御用ニ而御勘定所へ相詰
候節者組頭役順席ニ相詰候様分ケ而被仰出同五年子四月

本御中小姓金彦兩御加増同六年丑九月御給人格上ケ知御代官役給人扶持ニ被成下御役料金五兩被下安永四年未八月親病死後家督拾式人扶持被下御給人順席同八亥十一月三人扶持御加増被下天明元丑年迄ニ十八年相勤病死仕候

一 六代

新次郎清胤

天明元年丑十二月家督拾人扶持被下置御給人南曲輪御番入被仰付同二寅年病死仕候

一 七代

与市祐英

初又三郎与申兄新次郎病氣ニ付養子ニ奉願天明二年寅十月金五兩三人扶持被下同三年卯八月家督金拾兩三人扶持被下置御給人並南曲輪御番入被仰付寛政四年子七月御給人順席現米拾式石三人扶持同六年寅閏十一月上ケ知御代官役拾人扶持御役料金五兩被下同十一年未正月元メ役

(頭注)「蟲蝕ノ処見習ノニ字カ」

(虫蝕勝) □御役料三人扶持被下置享保二戌年迄式拾ヶ年相勤

病死仕候

一 八代

郡左衛門祐隆

享和二戌年親与市病死儀幼年ニ付五人扶持被下置文化八年未十月家督八人扶持被下置御給人南曲輪御番入被仰付文政七年未三月上ケ知御代官役拾人扶持御役料金五兩被下置文政八年酉七月元メ役見習御役料三人扶持同十三

(六十三)

年寅正月元メ本役御役料五人扶持被下置

一 矢口氏

一 元祖 矢口勘太夫

一 全龍院様御代御足輕ニ被召出寛文七年未二月病死仕候

一 二代 彦四郎初勘太夫

一 正保元年御足輕ニ被召出元禄十五年迄相勤宝永七年寅

十一月病死仕候

一 三代 彦四郎初勘太夫

一 元禄四未年江戸表へ被召出其後新宮勤享保十一年年

迄相勤同年十一月病死仕候

一 四代 勘太夫豊房

一 享保四年江戸表へ被召出同十一年新宮勤被仰付其後

段々結構被仰付宝曆十三未年御勘定頭被仰付拾人扶持被下置同年元メ役介被仰付御役料式人扶持被下明和二酉年元メ本役五人扶持御加増同六丑年新知百石_二御直_シ同九辰年隱居四拾石被下同年六月病死仕候

一 勤九郎斯積

初彦兵衛勘太夫明和九辰正月家督六拾石御給人御番被仰付安永四未四月武具奉行被仰付天明元丑三月江戸表へ被為召御家中へ兵法指南方被仰付式拾石御増同二月御横目役被仰付兵法指南方兼被仰付同五巳十一月元メ役式拾石御増御役料三人扶持被下新宮へ為御登寛政元酉二月大御目附元メ兼御役料五人扶持_二御直同七月江

(六十四)

戸表へ被為召候処紀伊国様御家督之御頒御使相勤御銀拜領仕江戸表へ罷帰同十一月式相石御増新宮へ為_(御)其登同六寅十月江戸表へ被為召式拾石御加増文化五辰四月病死仕候

一 六代

次郎兵衛斯恭

初司馬実加藤孫左衛門二男寛政九巳年江戸御中小姓

被召出同十年御近習同様享和二年御近習本役文化化四卯十月御横目役御給人順席同五辰五月家督百石被下

高橋氏

一 元祖

高橋三右衛門

遠州城東郡高橋村郷士高橋弥三左衛門_与申者悻_二而於浜松被召抱新宮へ御供仕慶安三寅年三月病死仕候

一 二代

仁右衛門

親一所_二御供仕寛永五辰年御弓組へ被召出病身_二罷在寛文十一年奉願為御休御扶持方被下元禄三年十月病死仕候

一 三代

与兵衛

仁右衛門二男_二而兄長兵衛被召出候砌親一所別家仕万治三年於新宮被召出延宝五巳年小奉行天和三年山奉行被仰付正徳元年依願御天守番被仰付享保四年十月病死仕候

一 四代

仁右衛門正親

正徳元年於新宮被召出享保七年御年寄方物書被仰付

(六十五)

同九年御勘定方被仰付同二十年御臨時銀方被仰付元
文元年御納戸役御徒士格御加増被下寛保二御勘定組
頭同四年江戸勤番於同所御供小姓格御加増被下寛延
二巳年江戸勤番於同所御中小姓格御加増宝曆八年依
願御天守番被仰付明和三七月病死仕候

一五代

仁右衛門正祇

宝曆六子年御年寄衆茶取ニ召出同八年元服御用部屋
物書御徒士格明和四年帆別元役同五年御藏方同六年
池田元役同八年御口前所詰安永三年御勘定組頭同五
申年江戸勤番於同所御供小姓被仰付同七年若殿様御
附御中小姓格同年十一月組頭へ帰役新宮へ為御登天
明四年勤番之節御加増同九年御勘定頭取御中小姓上
席御役料被下寛政五年上ヶ知御代官御給人格拾人扶持
御役料被下同六年江戸表へ被為召元メ役見習御役料
三人扶持同七六月新宮へ為御登(写先曰此頁原本空白ヲ存ス
書添下積ナリシト見ユ)
一六代
仁右衛門正(通カ)
天明六年江戸御勘定方御徒士順席被召出寛政元年御
徒士目附被仰付同三年御買役被仰付候処病氣ニ付御免
奉願候処御勘定方へ帰役部屋頭被仰付同四年御作事

奉行介被仰付同五年三月御横目役見習被仰付同十年
年新宮勤被仰付十一月着同十一年正月上ヶ地御代官
役御役料被下文化六巳二月新知八拾石御直町郡奉行
被仰付御役料高三拾石被下

(六十六)

伊熊氏

一元祖

西市郎左衛門

本広院様御代被召抱相勤寛文四年辰十一月病死仕候

一二代

西惣内

寛文年中被召出元禄七八月御普請方小奉行被仰付同

十四巳六月病死仕候

一三代

伊熊九藏

元禄十二卯年被召出御役所物書相勤罷在候処母方叔

父伊熊定助親惣内養介引受養育仕候ニ付定助依願宝永

元四月新宮勤被仰付其節女方苗字ニ相改享保十二未正

月病死仕候

一四代

伊熊定助

西惣内二男宝永七年御入部之節於新宮御小僧ニ被召出

若山今江戸へ御供仕候処兄九藏病死仕候ニ付跡目被仰付罷登延享年中御船方肝煎被仰付宝曆十辰年病氣依願御役御免御天守番被仰付明和二三月依願御休御扶持方被下同四八月病死仕候

一 五代 市郎左衛門高宮

宝曆三西三月江戸表へ被召出御勘定所介被仰付同六月七月御腕方被仰付同十二月御年寄方書役被仰付同十三年三月御徒士格御加増被下明和二戌三月親依願罷登御用部屋書役同十年山奉行役被仰付同六月五月池田元役被仰付安永元十一月御勘定方被仰付翌巳三月再御用部屋頭取同様同四未三月御徒士目附御加増等被下同六

(六十七)

五月御勘定組頭同七江戸勤番罷下同十二月御中小姓格御加増等被下天明三年再勤番罷下御加増被下同八九月御勝手御調被仰付江戸表へ罷下り同十年十二月於同所御勘定頭取御中小姓上席御加増御役料等被下寛政五年御給人格御加増同六月元メ兼相勤候様同七年十二月御勘定頭拾人扶持御直シ同九巳三月見習

式人扶持御増御役料被下同十一年九月依願隱居式人扶持被下名存養与改享和二八月病死仕候

一 六代 市郎左衛門高朗

中村氏

一 元祖 中村角左衛門

明暦二申年被召出後御船方被仰付元禄八亥四月病死仕候

一 二代 勘兵衛

元禄二巳九月御足輕ニ被召出其後御炭方浜役被仰付宝永四亥年御船方肝煎被仰付正徳三巳年紙木綿類支配御用部屋書役被仰付同十年一月病死仕候

一 三代 初左平次 忠次喜治

安永六丑六月御足輕ニ被召出同年紙木綿類支配物書役被仰付正徳二辰年江戸御勘定所被仰付享保三西暮新宮御勘定所被仰付同七年元メ附被仰付同九年御勘定肝煎役被仰付元文五十二月御勘定頭取役御中小姓上座御役料銀五枚被下寛保二十一月拾人扶持御直シ御勘定頭

銀拾枚御役料被下延享三九月於江戸表新知百石ニ御直
シ新宮元メ役御役料五人扶持被下宝曆九三月三拾石御
増都合百三拾石ニ被成下宝曆十三未年三月病死仕候

一 彦四郎記里

一 四代 実若山御家中独礼格高瀬久右衛門悴ニ而宝曆十二年養

子ニ罷越翌八月家督七拾石ニ被仰付御給人御番被仰付

(此間一行計 空白) 寛政五年病死仕候

一 五代 忠次

杉浦氏

一 元祖 杉浦太左衛門

參州西端村住人杉浦左衛門(本脱カ)与申者悴ニ而松平左馬允様

御家ニ相勤罷在候全龍院様遠州浜松御拝領之砌被召出

御国替之節浜松ノ御供仕新宮へ罷越相勤本広院様御

代承応元辰年隱居被仰付御扶持方式人扶持被下万治

三年子正月八十歳ニ而病死仕候

一 二代 十兵衛信直

親太左衛門一所ニ浜松ノ御供仕罷越元和七酉年於新宮

被召出天和二戌年迄六十三ヶ年相勤同年八月御天守番

御免隱居被仰付御扶持方式人扶持被下元禄十年丑八
月九十二歳ニ而病死仕候

一 三代 金十郎

本広院様御代万治元戌年於新宮被召出其後御役替等
被仰付元禄七戌八月御代官役被仰付御加増被下同八

卯 (六十九)

年迄御代官役三十ヶ年相勤同年奉願御役御免金九両貳

人扶持其俣被下隱居被仰付享保十五戌八月八十七歳ニ

而病死仕候

一 四代 太左衛門

享保二酉二月江戸御使徒士ニ被召出相勤罷在候処同九

辰年親金十郎隱居被仰付候ニ付同年四月新宮勤御天守

番被仰付延享元子十一月五十四歳ニ而病死仕候

一 五代 金十郎

延享元子十二月御扶持方式人扶持被下翌年丑正月親

太左衛門跡目被下置候旨被仰出新宮ニ而御年寄衆茶取

ニ被召出金四両貳人扶持被下置寛延二巳年三月御勅定

方被仰付宝曆元未十月御用部屋書役被仰付同十年辰
十月元メ附取立方被仰付金式分御加増被下御役料等
被下同十三未十月御徒士格御納戸役被仰付金式歩御
増明和四年亥正月御代官役被仰付御役料米式石被下
同六丑十一月御供小姓格金壹兩御増被下同八卯五月
御勘定組頭被仰付翌辰年江戸勤番於同所御中小姓格
金壹兩御増安永二巳十二月御代官役介被仰付同三年
正月御役料米式石被下同七月再御代官役被仰付金式
歩御増同六酉五月本御中小姓詰御役所吟味役被仰付
金式歩御増是迄之御代官御役料其俣被下金八兩高ニ被
仰付安永八亥正月江戸表へ引越被仰付罷下候処御給
人格御勘定組頭役被仰付金拾兩三人扶持ニ被成下同年
十一月新宮勤被仰付罷登リ天明元酉十二月上ケ知御代
官役被仰付拾人扶持ニ被

(七十)

成下同六年閏十月御勘定頭取役被仰付御役料銀拾枚
被下同七年未八月病死仕候

一六代

金十郎

安永七戌二月江戸表御供小姓被召出同九子七月御中

小姓被仰付天明五申五月御右供御近習格被仰付同七
年未十二月新宮勤被仰付家督八人扶持被下御広三番
被仰付寛政三年亥十月病死仕候

(四一)

右同人大病ニ相成候砌大西軍蔵悴徳松甥之続ニ付養子
ニ奉願候処願之通被仰付幼年ニ付三人扶持被下同五年
丑十二月病死仕候其節金十郎老母御憐愍奉願候処金
十郎勤問茂無之其上徳松儀幼年ニ而病死仕候得共数代
無難ニ相勤候旧家之儀ニ付御憐愍老母へ壹人扶持被下
候間進而相応之者願出候ハ、名跡可被仰付旨被仰出候
一七代 幸三郎

一 幸三郎
実伊藤与市弟ニ而寛政二戌三月江戸御用部屋書役御徒
士順席ニ被召出相勤罷在候処同六年寅四月思召有之新
宮へ御差登セ格式御宛行其俣ニ而御天守番被仰付其砌
金十郎老母奉願名跡相統被仰付老母へ被下有之候御
扶助被召上候

小瀬氏

一 元祖

早瀬彦右衛門

浅野右近太夫殿ニ而山林奉行相勤罷在御国替之節相残

リ候処全龍院様御入之砌右之趣意を以被召山奉行相

(七十一)

勤申候

源左衛門

六子年病死仕候

全龍院様御代親同様被召出慶安二年御中間頭御賄役

被仰付相勤申候

源吉

享保四年江戸御足輕ニ被召出候処早瀬国次病死仕候ニ
付同人養介養育為仕度旨親茂八奉願同十三年新宮勤

被召出寛文九年御中間頭御賄役被仰付正徳四年午六

月病死仕候

小瀬安兵衛

仰付元文二年御普請方小奉行被仰付延享元年帆別元

早瀬源吉由緒有之者ニ付養介ニ罷成候之処源吉奉願苗

字小瀬与改新宮御組入被召出元禄十五年午九月御普請

方小奉行被仰付同十六年未病死仕候

茂右衛門時次

延享四卯五月御年寄衆茶取ニ被召出宝曆五年二月御勘

元禄八年江戸御足輕ニ被召出同十五十二月新宮勤被仰

付宝永七四月御普請方小奉行被仰付早瀬源吉養介共

引受養育仕候処正徳元十一月源吉ニ男国次儀江戸御

坊主ニ被召出享保四年新宮勤被仰付御用部屋相勤同七

年六月病死仕右国次江戸表へ被召出候後源吉病死仕

候ニ付養介共養育仕罷在候享保八卯年九月御船方被仰

付元文五年二月御徒士格御天守番被仰付数十年相勤

候ニ付寛延三年三月御給扶持其俣被下為御休被下宝曆

六子年病死仕候

六代

嘉兵衛

享保四年江戸御足輕ニ被召出候処早瀬国次病死仕候ニ

付同人養介養育為仕度旨親茂八奉願同十三年新宮勤

被

(七十二)

役薪支配被仰付候処病氣ニ付奉願同三年十月隠居被仰

付老人扶持被下安永九子年病死仕候

七代

茂右衛門時次

定方見習同十三年取立方被仰付明和三戌十月御徒士

格組頭役被仰付同八卯年江戸勤番同年於同所御供小

姓格同六年五月御中小姓上座御勘定頭取役御加増御

役料等被下同九子二月御給人席御加増御役料銀拾枚ニ

御増天明五巳十二月御勘定頭拾人扶持ニ御直シ寛政元

三月元ノ見習式人扶持御増御役料三人扶持被下同四
子十一月本役御役料五人扶持ニ御直同六十一月頭役順
席新知八拾石被下同九巳三月依願隱居式拾石被下同
巳五月病死仕候

一 八代

茂十郎尚次

天明四辰正月江戸御小姓被召出同六年御中小姓被
仰付御役料被下寛政元十二月御近習御加増被下同九
年五月家督六拾石新宮御番被仰付文化六巳二月上ケ知
御代官御役料金五両被下同十年酉十月病死仕候

一 九代

政太郎

一 川上氏
元祖

川上六太夫

元禄十三辰年江戸御足輕ニ被召出同十四年御普請方小
奉行被仰付宝永六丑年新宮勤同七年池田御炭方浜役

正

(七十三)

徳五未年大御目附役附享保十年御船方肝煎同十四年
池田元役元文四年御代官御役料被下同五申年御徒士

格延享三年御供小姓格御加増被下同年病死仕候

一 二代

五郎作貫長

享保十六年江戸御坊主被召出於同所御役所書役被仰
付同十八年紙木綿類預リ加役被仰付元文元年平御勘定
人被仰付同二巳年御用部屋書役同五年御右筆方御徒
士格延享二年御供小姓格御加扶持同四年新宮勤被仰
付御勘定方介寛延二年御納戸役宝曆元未年江戸御祐
筆御中小姓格同七年新宮勤翌正月罷登御勘定組頭明
和三年御中小姓順席御加増同六年御勘定頭取御給人
格拾人扶持御役料被下安永二年御勘定頭五人扶持御
増同六酉年元ノ役御役料銀拾枚其俣被下天明三卯年
新知八拾石御直御役料五人扶持被下同五年依願御役
御免御番被仰付同六四月隱居式拾石被下名甫睡与改天
明八申年十一月病死仕候

一 三代

五郎作貫還後十兵衛

実島野古井末子親養子ニ罷成天明四辰十一月江戸御中
小姓被召出同六年四月御登セ家督六拾石被下御番被仰
付寛政元西四月武具奉行同六十二月御横目役同九巳
十二月町郡奉行文化二巳四月元ノ役同四三月町郡奉

行帰役文化五辰十一月大御目附元ノ兼役被仰付

山田氏

一 元祖

山田理兵衛政広

(七十四)

本国備後祖父望月右衛門太夫同国野島城主之由ニ而二

男弥惣上杉家ニ仕関ケ原後浪人慶長十三年加藤家ニ仕

水間孫左衛門与変名弓足輕預リ寛永二年加藤家奥州会

津へ国替之節暇乞候処奉公無構浪人仕慶安元年御国

若山ニ居住寛文十一七月病死仕其子理兵衛ニ而明暦二

申年御家へ被召出江戸表へ下リ其節山田与改万治二年

御徒士目附ケ御代官被仰付新宮へ為御登元禄元年御役

御免御天守番被仰付同九年子十二月病死仕候

一 二代

甚之右衛門政(三)

元禄六九月江戸御供小姓被召出候処親病死ニ付同十年

新宮勤寛永六六月御納戸役被仰付正徳二六月御代官

同五七月御納戸帰役享保十巳七月病死仕候

一 三代

理兵衛政究

享保十巳十月被召出幼年ニ付御会所勤被仰付同十四十

月御勘定所被仰付寛保元四月同所肝煎被仰付同年

江戸勤番同二正月於同所御徒士格延享二年再勤番翌

正月於同所御供小姓格寛延三年江戸勤番之内御中小

姓格宝暦九年正月御加増同十三年十月上ケ知御代官

御給人格拾人扶持ニ被成下御役料金五両被下明和二酉

十二月病死仕候

一 四代

望月弥惣常直

初山田理兵衛明和三年二月五両式人扶持ニ被召出同五

月七両式人扶持御広間三番御中小姓順席同六九月御

勘定組頭安永四閏十二月病氣ニ付御役御免翌五月御広

間三番天明三七月御勘定組頭介翌九月本役御加増同

八三月病氣

(七十五)

ニ付御役御免御広間三番寛政五年十二月本苗望月与改

同六九月不調法之儀ニ付御徒士格御天守番被仰付

一 五代

小八後甚之右衛門

中村氏

一 元祖

中村善八猶重

元祖三年午二月被召出御代官役迄相勤享保十七年病

(七十六)

死仕候

武右衛門重候

御勤定頭被仰付同五巳十二月元メ役被仰付同八申三
月於江戸表病死仕候

武右衛門候隆

天明五正月江戸

同八年九

所肝煎役見習御役料被下其後段々格式等被下御中小

姓迄ニ被仰付宝曆八年十月御勤定頭取御役料被下御中

小姓上座同十辰年被為召十月元メ並被仰付拾人扶持

御役料銀拾枚被下同十二年正月元メ本役五人扶持御

増四月罷歸同十三未六月病死仕候

三代

条八郎候中

初幸次宝曆四年江戸御使徒士ニ被召出七月着仕候処平

御勤定方被仰付同五年御年寄方書役被仰付御供小姓

席御加増其後御供方被仰付夫分表御徒士目附被仰付

其後理性院様御徒士目附御中小姓格其後御左供宝曆

十三年御近習御右供被仰付同年十月新宮へ為御登拾

石三人扶持御番被仰付明和三年上ケ知御代官拾人扶持

ニ御直御役料被下同六丑七月御免御番被仰付天明三卯

三月

四代

天明五正月江戸

月跡目八人扶持御広間三番御中小姓順席寛政八辰

十一月御給人被仰付

福田氏

一元祖

福田逸八遠脩

福田宇左衛門孫市之右衛門実子ニ而享保十八丑年拾人

扶持ニ被召出若山御広間御番被仰付宝曆三西年式人扶

持被召上新宮御番被仰付明和九辰年依願隠居式人扶

持被下名耳介与改安永三年十二月病死仕候

二代

猪兵衛遠澄

初宗三郎実若山御直參鶴殿村村田次郎右衛門二男養

子ニ罷成明和二丑年江戸御中小姓被召出明和九年親依

願隠居被仰付家督拾石式人扶持新宮御番被仰付安永

七戌年御中小姓三番天明四辰年元席御給人寛政元年

拾人扶持^二御直同年三月武具奉行被仰付同六年右御役御免同年九月三人扶持被召上御中小姓格御天守番被仰付文化三寅七月御広間三番御中小姓順席被仰付

飯田氏

(空白)

飯田武藏^後
半右衛門

(七十七)

同苗久右衛門恒繁^二男天明二丑月江戸御中小姓被召出同三卯七月御近習同八申七月格禄其俣御広間三番被仰付寛政三年亥七月御給人同五年丑八月新宮勤御番入被仰付

色川氏

一 元祖色川三九郎^八平維盛^二男清水権太郎盛広後胤色川入道淨珍子^二而色川数代之地頭熊野七人士之其耆人也豊臣秀吉公^八本領安堵七百石給文禄年中藤堂佐渡守殿へ附属^而朝鮮へ渡海慶長五年閏ヶ原一戦之時堀内安房守氏吉討手^二手を失ひ領地被召放浪人同六年浅野左京大夫幸長家老浅野孫左衛門高勝領地八千三百石之

内色川百石給之元和五年夏国替^二付浪人同年藤堂和泉守殿添簡を以全龍院様御与力明知百五拾石^二被召抱色川領地仕候

一 二代

三九郎盛倍

家督相統中里村領地仕候寛文二年寅五月隠居同三卯正月八日六十三歳^二而病死仕候

一 三代

三九郎盛正

初九兵衛寛文二寅五月家督被仰付候处延宝八申閏八月十七日四十二歳^二而病死仕候兼々不行跡^二付跡御潰被成候

一 四代

源三郎

一生浪人仕元禄二巳六月九日二十四才^二而病死仕候

一 五代

盛藏

(七十八)

旧苗清水^与改享保六丑年五月六日病死仕候

一 六代

沢右衛門盛房

初清水源十郎享保初年比江戸表へ被召出追^而本苗色川^与改新宮^二而小奉行迄相勤宝曆五十二月隠居同十二年午十一月廿二日病死仕候

一 七代

楚平邦脩

宝曆五年十二月被召出文化二丑正月隱居同五辰八月

十三日病死仕候

(七十九)

一 八代

与惣七盛脩

文化二丑年正月被召出

二月御暇出候

本広院様御家督元和九年今知徳院様御逝去宝永四年

迄八十五年之間及断絶候御与力並江戸若山新宮御家

中姓名書附

一 井出左衛門初三七郎元和比百石寛永七年迄相見へ候

一 石垣鋼右衛門元和比五拾石被下社中今出候拾人衆之内也

いの部

一 伊辺内蔵之助正信初主馬之助元和比三百石寛永二年

五拾石御増同十七年百石御増都合四百五拾石寛文五

巳九月死其子武兵衛拾人扶持被下元禄十四年巳十月

死又断絶

一 石川小左衛門寛永元年百五拾石同十一年迄相見へ候

一 井上才兵衛正信初山三郎寛永六年七拾石同七年三拾

石御増承応三年五拾石御増延宝五年五拾石御増天和

三年五拾石御増都合三百石貞享元子七月十九日死真

受院日願与号又其子文六後才兵衛正晴家督三百石元禄

四年知行被召放悴長十郎御構無之

一 井出三右衛門元和比貳百石寛永二七拾石御増同

十四三拾石御増都合三百石慶安三寅九月廿七日死其

子三治慶安四年百五拾石三右衛門与改万治二年比御暇

出候

一 今泉平兵衛寛永年中貳百五拾石御与力御抱被成候二

十三年御徒士頭宝永元正月四日死親ハ本宮

代目平兵衛木ノ本奉行御雇同十一亥年子細有之被成御潰候翌年大坂ニ而病死本文子細ハ百姓を苦しめし故也ト云々

一 井上清太夫初丹七丹右衛門甚右衛門二男寛永元秋五拾石同七年迄相見へ候
ろなし

一 庵原源左衛門寛永九年貳百石ニ而御与力ニ御抱寛永年

はの部

中病死梅顔好春与号ス

一 原田源左衛門元和比百五拾石寛永五辰年迄相見へ候

一 井口清右衛門寛永十三年百石同十七年迄見へ候

一 原伊左衛門寛永二年百五拾石同八年迄同勘之丞寛永九年七拾石正保三年迄見へ候

一 石垣作右衛門正保二年百五拾石同三年迄見へ候

一 林儀左衛門寛永十四年之比御与力貳百石被召抱正保元年迄相見へ候

一 石川五左衛門寛文元年百石御普請奉行迄相勤同十二年六月死ス親平太夫備中山崎甲斐守殿ニ而貳百五拾石

一 原佐次兵衛寛永廿未年貳百石被下明暦二年迄相見へ候

普請奉

(八十)

一 原半左衛門正保元之比小笠原長左衛門殿御肝煎を以御与力百五拾石御増同二年迄見へ候

行相勤二代平太夫其子平太郎八歳成候時五左衛門養

一 早川作右衛門初九郎左衛門承応元年百石寛文九年十月二日死ス同十年正月助之右衛門家督百石被下後九

子致シ死後罷越又本国へ帰候

一 井上弥五八盛政初又之丞御切米被召出天和元年五拾石ニ御直貞享二八月十四日死ス

左衛門宝永二年迄見へ候

一 飯尾重蔵貞享二年五拾石元禄三年依願御暇被下候

一 服部六郎右衛門佐忠明暦三年百石延宝元丑七月廿九

一 井上古兵衛元禄二正月百石同九年迄見へ候

日切

一 井上直助元禄七年五拾石同十二正月五拾石御増同

日切

(八十一)

腹被仰付候秋白良南与号

一 伴小三次天和三年亥十月御中小姓ニ御抱元禄七年五拾

石同十二正月五拾石御増寛永四年之比乱心新宮へ被

遣候

一 服部幸左衛門貞享三年五拾石被下元禄三年九月御

暇被下候

一 橋本定之進同苗市郎左衛門二男元禄二年五拾石同五

年五拾石御増都合百石同八年迄相見へ候

にの部

一 西八太夫寛永元年五拾石正保三年迄相見へ候

一 西尾治郎左衛門初新太郎寛永元年百石同三年三拾石

御増都合百三拾石同十二年迄相見へ候

一 西忠左衛門元和之比五拾石被下

一 西方太郎左衛門寛永十五年御与力式百五拾石御抱正

保元年迄相見へ候

ほの部

一 堀五郎右衛門元和九年迄式百五拾石相見へ候

一 堀弥五左衛門元和比式百石寛永三十一年死ス其子善

吉弥五左衛門と改寛永四年百石同十七年相見へ候

一 北條茂右衛門寛永十六年百五拾石寛文元七月死ス

へなし

との部

一 戸田兵左衛門元和比式百石寛永十三子三月死ス即庵

浄久与号ス其子新十郎主膳御扶持方被下寛文五年百石

被下弥市兵衛秀盛と云貞享二丑年御改易被仰付候

(八十二)

一 豊田佐左衛門元和比式百石寛永元年百石御増都合

三百石同二丑年迄相見へ候

一 戸松甚右衛門元和九迄五拾石ニ相見へ候

一 富田平左衛門寛永七年百石同十一年迄見へ候

一 富永清太夫承応元年百石万治元年五拾石御増寛文

十一年九月十一日義娘彦人有之

一 豊田桑右衛門御近習目附御扶持方今元禄十六七月五

拾石ニ御直宝永元迄見へ候

一 富田半大延宝元五月十二日百石貞享二年比迄相見へ候

ちりぬるなし

をの部

一 小浦喜右衛門初才兵衛御与力遠州越知行不知寛永年

中断絶子細不知

一 小川彦左衛門初左太夫元和比弍百五拾石寛永二年

百五拾石御増都合四百石寛文二年十月十六日死ス一

山当心と云其子彦左衛門通茂家督四百石被下寛文八申

七月十九日死ス当成道得号ス家断絶

一 小幡助兵衛元和比百五拾石寛永二年百石御増都合弍

百五拾石同七年迄見へ候

一 太田清右衛門元和比百石寛永十一年迄相見へ候同苗

清六同十二年五拾石被下正保三年迄相見へ候

一 岡五郎左衛門初作十郎元和比百石寛永十三年迄相

見へ候(空 白) 万治三五月廿六日死ス惠岳浄智

と号ス加藤武手之助妹婿也

(八十三)

一 奥村金之丞寛永元百五拾石被下同十四年迄相見へ候

一 小浦十郎左衛門初次郎兵衛寛永二年百五拾石同五年

迄相見へ候

一 岡島助之丞寛永三年百石同八年迄見へ候

一 奥田右馬之助初又兵衛寛永六年百石慶安元年迄相見

へ候

一 奥川源右衛門初孫兵衛又源六共云寛永八年百石被下

万治二年比迄相見へ候

一 折野三郎右衛門寛永十一戌二百石同十二年迄相見へ候

一 大森伊右衛門寛永十四年百三拾石正保二年迄見へ候

一 小栗伝兵衛初万助寛永十七年百石正保三年迄相見へ候

一 太田正佐寛永廿年三百石正保元年迄見へ候

一 小川左太夫初九十郎慶安弍弍百石承応二年迄相見へ

候是ハ二代目彦左衛門若名ニ而無之哉

一 小川権左衛門承応元年百石同二年迄見へ候

一 太田武助初新左衛門明暦二年弍百石寛文五年比依願

御暇被下候

一 太田作平寛文三年百石同九年迄相見へ候

一 大久保七右衛門寛文十二年百石延宝二年春五拾石同

八正月五拾石都合弍百石元禄十一年春眼病依願御暇

被下其子三郎右衛門弍百石被下宝永三年五拾石御増

同四正月御暇出候

一 折井喜右衛門貞享三年百石被下

一 太田次左衛門利政元禄二年正月新知五拾石同十二冬

五拾石御増都合百石安永元申十一月大御目附役元々

兼帯被召放

(八十四)

追放被仰付候

一 落合弥市右衛門元禄六七月百石同十三年迄見へ候

わの部

一 渡部平太夫元和三百石寛永二年百石御増都合四百石
同四年迄相見へ候

一 鰐辺鮫之助元和三百五拾石寛永二五拾石御増都合貳百

石同十五年迄見へ候其子勘之助同十六五拾石被下正

保三比迄相見へ候

一 和田八郎右衛門寛永十七年百石被下正保二年之比迄

相見へ候

かの部

一 片岡惣兵衛常信生国遠江元和三百五拾石寛永二年五

拾石御増都合三百石正保四年四月死ス清光院殿休心与

号其子喜兵衛初九郎兵衛正保四年三百石被下寛文元

年迄相見へ候

一 川合又左衛門高広初長右衛門元和三百五拾石寛永六式

拾石御増都合百七拾石正保三年迄相見へ候

一 加藤武手之助元和三百五拾石寛永六巳十二月廿七日死

ス其子武手之助家督無相違被下万治三年子五月八日

死ス其子武手之助宣嘉寛文元年百石延宝四辰六月二

日病死其子伝六若山勤断絶ス子細不知候

一 加藤新右衛門寛永十七年百石万治元年迄見へ候

一 金子小兵衛寛文三八月百石同十二月迄見へ候

一 河野伴内延宝七年百石天和三年迄見へ候

(八十五)

一 片山浅右衛門政英天和三七月五拾石元禄三迄相見へ候

一 柑子甚内正明元禄七年五拾石同十一年迄見へ候

よの部

一 吉野新五左衛門初七兵衛元和三百五拾石寛永二年五拾

石御増慶安二年比迄見へ候

たの部

一 竹村庄左衛門元和三百五拾石寛永元年迄相見へ候

一 鯛瀬小右衛門元和三百五拾石寛永元年迄相見へ其子弥

五左衛門初助五郎寛永二年七拾石同十八年迄相見へ候

一 竹内安右衛門初金内寛永二年百石慶安三年迄相見へ候

一 竹内七兵衛寛永五年七拾石同十一年五拾石都合百式

拾石同十五年迄見へ候

一 高橋次郎右衛門初伝右衛門寛永六巳年七拾石同十二年迄相見へ候

一 高木次兵衛寛永八年七拾石正保四迄見へ候

一 太地兵右衛門生成初重左衛門寛永十四年七拾石同

十一年三拾石同十四年百石承応二年五拾石寛文三年

八月百石都合三百五拾石同七未二月死ス其子六右衛

門初小八郎寛文八年二百五拾石延宝七年之比御暇出候

一 建部重太夫寛永十三年百石正保二迄見へ候

一 太地八郎右衛門正保三年百石明暦三年迄見へ候

一 竹原次郎太夫万治二年式百五拾石寛文元年迄見へ候

一 太地半太夫成明寛文七年百石元禄十四年巳二月死ス

同六郎太夫同年春百石宝永二年十月病死

(八十六)

一 竹村権太夫豊雅初源八軍船申立拾五人扶持御抱新宮

へ為御登元禄十五正月百石ニ御直シ宝永二戌三月御暇

出候

れそなし

つの部

一 堤左門元和三百石寛永十一年与右衛門改百石貞享三五

月御改易被仰付候

一 堤金兵衛延宝比御中小姓被召抱天和元年百石御直シ貞

享二年百石御増同四年秋□□□□(判読不可)式百石被下元禄五年

迄見へ候樋之丞共相見へ候

ねなし

なの部

一 夏目弥十郎慶長十二年式百石御与力ニ御附被成寛永二

年十月病死其子弥十郎元和寛永之比立退断絶

一 長田又兵衛元和之比式百石寛永十二年迄其子又兵衛

初忠左衛門同十二年百石正保三年迄相見へ候

一 中山継左衛門初五兵衛元和之比百五拾石寛永六年式

拾石御増同十七年三拾石御増寛永二八月廿六日死ス

法性院宗籍与号

一 長田牛之助元和三百石寛永十八年迄見へ候

一 長田十左衛門元和年中五拾石

一 長田弥次右衛門元和三五拾石万治三年迄見へ候御代官

役相勤

一 永倉金七初惣左衛門寛永五年百石同十一年五拾石御

増承応二年迄同惣左衛門承応三年百五拾石明暦三年迄相見へ

(八十七)

候

一 長瀬宇右衛門寛永六年百石同八年百石御増同十年迄

相見へ候

一 永井大学此政生国備中寛永十年三百石被下寛政十二

年六月病死

一 長瀬太左衛門良純承応三年二百石延宝五年十月五拾

石御増都合式百五拾石天和三年亥二月御暇出候

一 長田喜右衛門寛永十三年五拾石正保三年迄見へ候

一 仲新之丞尾鷲住人寛永十四年式百五拾石同十六年迄

相見へ候

一 成川左兵衛寛永十七年百石ニ御直慶安三年迄其子新右

衛門初武左衛門慶安四年百石寛文六年五拾石御増同

十二年正月御暇出候

一 夏目弥兵衛寛永十八年比御与力百石ニ御抱正保三年十

月病死断絶ス

一 中川与五左衛門明暦元年式百石寛文五年迄養子弥五

左衛門初牧原彦内寛文五年百石同八年五拾石御増延

宝元年五拾石御増都合式百石同三卯十月病死其子幼

少ニ付拾人扶持被下弥三郎与云貞享二年御天守番被仰

付元禄七年八月五拾石御直同十三辰五月之比不屈之

品ニ付御暇出ル

一 永田孫右衛門寛文三年百石貞享元年十月死ス其子久

太夫包次寛文九年五拾石貞享二年五拾石御増元禄三

年五月病死其子久太夫初久弥元禄四年五拾石被下同

十四年巳六月御暇出候

(八十八)

一 中沢伝兵衛寛文六二月百石被延^(下腕)宝八年五月死ス

らなし

むの部

一 村上四郎兵衛元和年中百五拾石被下正保二年迄相見

へ候

一 村瀬清左衛門利中延宝五年百石元和元年之比八月廿

一日御暇出候

うの部

一 宇井次郎左衛門元和ニ五拾石被下社中今出候

一 浦糸之丞寛文十四年式百石承応^(マヤ)六年辰十一月十八日

(頭注)「式百五拾石カ式拾」

病死跡絶^ル

二年五拾石御増都合式百石被下正保二年迄相見へ候

一 宇美角太夫寛文四年百五拾石同六年迄相見へ候

其子勘左衛門直政寛永三年百石被下正保三年御暇出

ゐなし

美濃国^ニ而死ス

の、部

一 黒田郷右衛門初作右衛門又助左衛門元和^ニ五拾石寛永

一 野村彦右衛門延貞下総国小金下原産初^者九郎兵衛寛永

二年式拾石御増慶安元年五拾石御増承応二年三拾石

元年百式拾石万治元年三拾石都合百五拾石寛文七年

御増都合百五拾石万治元年迄相見へ候

十月廿六日死ス^与四通院巨閑^与号二代彦右衛門延好寛文

一 桑名権之丞寛永二年百五拾石同六年迄相見へ候

七年百五拾石被下延宝六十月廿二日病死聞了院宗閑^与

一 黒岩五六右衛門宗勝美濃国産万治二年百五拾石御徒

号跡絶候

士頭寛文八年申三月町郡奉行被仰付延宝元七月六日

一 野村藤兵衛寛永十一年百石承応二年迄相見へ跡絶候

服部六郎右衛門為^ニ横死法石乘空^与号ス

おなし

一 黒田新左衛門吉勝松平五郎右衛門様依願御抱延宝六

くの部

年春百石貞享元依願御暇出候

一 久米彦十郎慶長十二年式百石御与力^ニ御附被成其子七

やの部

之助寛永八九年之内死ス母^江拾人扶持被下慶安三十月

一 山田久太夫元和^ニ五拾石寛永二年式拾石都合七拾石同

十九日死ス椿相妙寿^与云

五年迄相見へ候

一 熊谷次郎兵衛直吉浅野左近太夫^分相越候元和^ニ二百石

一 山本市太夫元和^ニ式百石同市助元和^ニ百石寛永元年迄

寛永

相見へ候

(八十九)

一 山本善右衛門初太兵衛寛永二年百五拾石万治二年五

拾石都合式百石延宝六十一年病死学仙院淨有与号其子

八年三月御暇出元禄八亥三月死ス

利右衛門延宝七二月百五拾石元禄六年迄其子新之右

一 松田武太夫寛永八年百石慶安五辰二月病死跡絶ル

衛門隆清元禄七年百石被下同十一年四月立退申候

一 牧野仁左衛門万治元年百五拾石寛文三年迄相見へ候

一 山本五左衛門寛永二年百五拾石同五年迄見へ候

一 牧野市藏吉之万治二年式百石元禄十一年秋隠居五拾石被下未慶与改其子平藏初平五郎元禄十二年百五拾石

一 山田六左衛門寛永八年百石同十一年迄見へ候

宝永三年冬依願御願被下候

一 山本勘兵衛寛永十六年式百石同十七年迄見へ候

宝永三年冬依願御願被下候

(九十)

けなし

一 山川与三右衛門承応三年百石明曆三四月死ス

ふの部

一 休勘平寛永七午年百五拾石御与力ニ御抱寛永年中跡絶

一 深津作兵衛初久作元和二百石寛永十八年迄相見へ候

ル

一 筆村四郎兵衛寛永元年百五拾石同二年迄相見へ候

一 八木又右衛門寛永十九年之比式百五拾石御与力ニ御抱

一 深津五郎左衛門寛永五年式百五拾石御与力御抱正保元年迄相見へ候

正保元年迄相見へ候

元年迄相見へ候

一 山本与三郎寛文元年若山表方山本藤四郎殿肝煎ニ而御

一 福有又兵衛寛永五年百石被下奥田与改(奥田)

一 抱延宝三四月病死跡絶ル

一 藤林四郎三郎寛永十一年百石同十三年迄相見へ候

一 安田貞之助初文右衛門万治元年百石寛文二年迄相見

(九十二)

へ候

一 深津治部右衛門万治元五拾石同二年百五拾石御増都合式百石寛文元年迄見へ候

まの部

合式百石寛文元年迄見へ候

一 牧野勘右衛門初長五郎元和二百石寛永二年五拾石御増

一 路野助九郎延宝八年百石天和元年迄相見へ候

明曆三西十月死其子勘右衛門忠次百五拾石被下寛文

一 福田角左衛門式拾人扶持元禄九年九月百五拾石御徒

士頭同十一年夏病氣依願父子共御暇被下候

この部

一 児玉惣右衛門寛永六年百石同十一年迄見へ候

一 小牧勘兵衛寛永八年貳百石同十五年迄見へ候

一 近藤勘兵衛寛文三年拾五人扶持被下同六年春百石同

十二年子三月本国三州江依願御暇被下候

一 小林新五兵衛寛文十年五拾石同十二年迄相見へ候

江の部

一 榎本儀左衛門元和年中五拾石被下社中今出候拾人之

内也

一 榎本理太夫元和五拾石被下社中出拾人之内也

ての部

一 照井庄右衛門元和三百五拾石寛永二年百五拾石御増同

五年迄見へ候同小兵衛同十七年百石慶安元年五拾石

御増都合百五拾石同二年迄相見へ候

一 寺田源藏初長四郎源之丞元和三百石寛永二年五拾石都

合百五拾石同十年迄見へ候

一 寺崎勘兵衛初理兵衛寛永四年百五拾石同十二年迄相

見へ候

あの部

一 浅井伝左衛門忠右衛門共寛永年中百五拾石御与力ニ御

抱正

(九十二)

保元年迄相見へ候

一 芦谷三郎右衛門寛永年中御与力貳百石正保元年迄相

見へ候

一 有吉^丸八兵衛寛永三年百五拾石四年五拾石御増同十二

年五拾石都合貳百五拾石同年迄相見へ候

一 青山之左衛門寛永六年百五拾石慶安三年迄相見へ候

一 安藤太郎太夫後道半寛永十六年三百石翌年迄相見へ候

一 愛宕弥右衛門正保四年百石承応元年迄相見へ候

一 秋山勘兵衛武濟承応三年百石万治元五拾石御増同年

迄相見へ候

一 赤堀助之丞万治元年百石被下候

さの部

一 佐藤弥三右衛門元和貳百五拾石寛永三年寅六月死ス

同源太左衛門寛永四年百三拾石同年六月死ス

一 酒井甚右衛門寛永七年百五拾石同十六年迄相見へ候

一 酒井与市右衛門忠勝延宝三年十月百石元禄元年迄相見へ候

一 佐藤直右衛門貞享二年百石元禄六年七月五拾石御増都合百五拾石元禄十四年巳夏御暇出候

きの部

一 木俣安右衛門元和ニ式百石寛永ニ五拾石御増同九年迄相見へ候

一 岸渡源右衛門元和ニ百五拾石同九年迄見へ候

一 木俣六兵衛慶安元年百石明暦ニ迄見へ候

(九十三)

ゆの部

一 由比八左衛門元和ニ式百石寛永五迄其子長十郎八左衛門与改寛永六年百石正保三迄見へ候

一 湯口清右衛門寛永十二年百石被下候

めなし

みの部

一 三田六兵衛元和ニ百五拾石寛永十五迄見へ候

一 三春慶左衛門寛永八年百廿石同十一年迄見へ候

一 三尾外寿正直寛永十九年現米百廿石被遣御客分

一 水野十兵衛承応元年百石万治元年迄相見へ候

一 三宅専右衛門万治二年百五拾石寛文三八月五拾石御増都合式百石元禄元三月隠居其子此右衛門百石被下元禄十五年依願御扶持ニ相成候

一 宮川四郎左衛門盛政初四郎兵衛万治二年百石寛文三年五拾石貞享四年隠居元禄九子七月廿三日病死願実院愚閑与号其子四郎兵衛盛春貞享四年正月百五拾石元禄十年丑七月十九日乱心死

一 三宅庄兵衛初元右衛門寛文二年百石同九年迄相見へ候
一 水谷勘七正猶貞享元年百石同三年五拾石御増御供小姓頭元禄元三月者頭同五年申五月死ス

しの部

一 清水瀬兵衛元和ニ二百石寛永二年五拾石御増同十二年迄其子瀬兵衛初八郎兵衛寛永三年百五拾石承応元年五拾石同二年迄三代瀬兵衛初庄之助式百石寛文二年十月御暇出候

(九十四)

一 新寄七郎太夫寛永六年百石同九年迄見へ候

一 清水重三郎寛永六年七拾石同九年迄見へ候

一 庄司兵左衛門初兵作寛永十四年貳百石五拾石万治元
年迄見へ候

もの部

一 森山舎人之助寛永十二年三百石正保三迄見へ候

一 庄司次郎左衛門寛永十四年百石正保四年迄相見へ候

一 森源太左衛門万治二年貳百石延宝六迄見へ候同長四
郎同

一 洪田茂兵衛初四郎右衛門承応三年百石郡奉行相勤寛
文九年八月死ス

(九十五)

一 白井力之助万治二年百石寛文二六月御暇出候

一 七年百石貞享元迄相見へ候

ゑなし

一 守田彦之右衛門万治三年百五拾石寛文二年迄相見へ候

ひの部

一 百々瀬与九郎宝永元年五拾石同二年迄見へ候

一 広瀬半左衛門初清三郎元和二百五拾石寛永二年五拾石
御増都合貳百石同十八年巳十一月死其子半七同年七

せの部

人扶持後拾人扶持寛文三年百石元禄二巳二月七人扶
持三成同六年正月死ス其子半次郎御扶持方被下喜藤太

一 勢田金右衛門寛永元年貳百三拾石同十一年七拾石御
増都合三百石御年寄役相勤承応二年六月死其子長八

と改歟元禄十六年五拾石宝永二西十一月五拾石御増

一 瀬田三郎左衛門寛永三年百石同四年迄見へ候

一 平沢茂左衛門元和三百石寛永元年迄見へ候

一 善方伝右衛門弥次右衛門共寛永十四年貳百石明暦二
年迄相見へ候

一 平松市郎右衛門寛永二年百石正保三迄見へ候

すの部

一 平田小右衛門寛永六年七拾石同十一年三拾石御増都

一 鈴木七右衛門慶長十二年御与力三御附被成四百石元和
五年遠州公殿様御供相勤表方三相成候全龍院様へ御附

一 合百石正保四年迄相見へ候

一 久徳八兵衛承応元年百石万治三年之比鈴木権右衛門
を切殺自害

を切殺自害

御与力拾式人之内也

一 杉浦清右衛門元和_二知行不知寛永元八月廿三日死道翁

秋閑与号御与力也

一 杉浦仁左衛門初平太夫朗房寛文九年百石同十一年五拾石御増延宝三年十月十六日御暇出候

一 鈴木藤兵衛元和_二五拾石被下社中出拾人之内也

一 鈴木六太夫元和_二五拾石被下社中出拾人之内也

右御与力並_三所御家中合式百家也

一 杉山甚兵衛元和_二百五拾石寛永廿迄相見へ候

一 杉野九左衛門寛永八年百石正保三正月八日死

書附写

一 杉浦仁左衛門寛永年中七拾石被下

一 鈴木重右衛門寛永十四年式百石被下寛文七年迄相見

へ候

一 私祖父松平兵左衛門_者大御所様能御覚被為遊候者_二而御座候由桜井之御家_ニ罷在三州一揆之節石原十助_与申者之鉄炮_ニ中_リ討死仕候右十助_者大御所様_ニ奉仕罷在候

一 鈴木彦兵衛初重三郎寛永十七年百石承応元年迄相見

へ候

一 処其節之一揆_ニ相興_シ右之仕合之由伝承仕候はくろ_ニ而中西与五之助_与申者_与相討_ニ高名仕候儀桜井之御家_ニ何れも不存者無御座候由

一 杉浦平太夫朗茂初金三郎承応元年百石万治元年五拾石御

石御

一 長篠_ニ而神谷半蔵_与申者手負申処能のけ申候其場世話致のけ申儀難成所_ニ而御座候由

(九十六)

増都合百五拾石

右之段伝承候_ニ付書附差上申候

一 鈴木重太夫明暦二年百石寛文二年迄相見へ候

子三月

戸田弥市兵衛

一 鈴木権右衛門万治元年百石同三年久徳八兵衛_ニ被討候

一 菅沼三右衛門寛文三八月百石同四年五拾石御増延宝

三年二月依願御暇被下候

一 祖父山本伝左衛門_者渡辺勘兵衛殿_ニ而足輕を預罷在大

(頭注)「寄ノ字原文不明ナリ」

(九十七)

坂御陣ニ供仕寅極月十三日仕寄竹抱付ケ申節鉄炮疵ニ而

以上

卯正月果申候

子三月

夏目弥右衛門

一 父善右衛門儀者右伝左衛門跡式相統致シ夏御陣之御供

仕五月六日朝矢尾前之合戰鏝を合高名仕候

一 曾祖父井上甚右衛門桜井家ニ罷在候内大御所様天正五

一 同日迎討之高名仕一日之内兩度之働仕候以上

年於三州長篠御對陣之砌甲州勢鳶巢山ニ罷在候間從大

子三月

山本利右衛門

(九十八)

一 祖父夏目次郎左衛門元龜三年遠州味方ヶ原御一戰之砌

御所様酒井左衛門尉殿為組頭被遣之節桜井家隨之於

大御所様被為及御難儀之節蒙厚免御^(謀カ)を犯シ麾下之侍

一 大御所様天正十二年長久手小牧御一戰之節森庄藏家

式拾五騎引率して敵中へ乗込ミ十文字を以敵式人突落

老猪野次兵衛与申者討取則刀小手等分捕仕奉備上覽候

シ終ニ討死仕候由

如合戰勝負無之以前從桜井手早速敵之首到来之事御

一 父弥右衛門大御所様天正十二年長久手小牧御一戰之

吉例之旨預御感之上意ニ候由右分捕之刀小手ヲ今所持

節於岩崎口母衣武者討取高名仕奉備上覽候其後敵敗

仕罷在候右之場所永井右近太夫殿池田入道を討取被

軍仕候者追討之節亦首式ツ討取申候由其夜小牧江御帰

申候場与一所之者に承伝候以上

陣被成明夜小牧於御城御吟味之上ニ而弥右衛門高名一

子三月

井上甚右衛門

番ニ罷成候由此儀渡辺六郎左衛門榊原八兵衛吉崎仁左

一 初代

夏目五郎兵衛忠氏

衛門小野弥平渡辺新左衛門右之衆中被存候其後岡崎

一 生国信州ニ而清康様江奉仕候

於御城御前へ被召出鳥居小七郎与申仁跡野羽之郷ニ而

一 二代

同九郎右衛門吉久

五拾貫之処為御褒美被下置候其後中絶仕候由承伝候

生国三州家督相統広忠様江奉仕參州磯辺城主永禄十一

原書ハ文化十一年比ニ認メタルモノト見ユ

年辰三月十一日七十一才ニ而病死仕候

昭和七年二月二日 默庵中根七郎(印)

一 吉久長男 同弥右衛門吉重

三州幡豆郡六栗城主広忠様權現様へ仕父ニ先達永禄八

丑年病死弟次郎左衛門広次父之家相統

一 吉重 同弥右衛門定次叔父広次ニ男と成ル

一 三代目 同次郎左衛門広次

生国三州永禄七年家督三州六栗城主三州上和田城攻

時一番乗御一字頂戴仕広次与改權現様御代三遠御郡代

酒雅樂本作治左衛門同前加判元龜三年申十二月於遠

州味方ケ原討死首者輪形月善兵衛取候由

(九十九)

右者書附之写也

此原本ハ旧新宮藩士ノ写本ナリ往年一本ヲ復写シ水

野男爵ノ御覽ニ入レタルニ留置ル依テ又昭和六年

十二月三十日ヨリ写シ始メ翌年二月二日終ル即本書

ナク原本ハ蠹魚ノ蝕甚シク保存ニ堪ヘ難キヲ以テ謄

写シタルナリ